

平成24年12月18日

1. 出席議員

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 1 番 | 中 村 | 一 堯 |
| 2 番 | 稲 富 | 雅 和 |
| 3 番 | 勝 屋 | 弘 貞 |
| 4 番 | 竹 下 | 勇   |
| 5 番 | 角 田 | 一 美 |
| 6 番 | 伊 東 | 茂   |
| 7 番 | 松 本 | 末 治 |
| 8 番 | 光 武 | 学   |

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 9 番  | 徳 村 | 博 紀 |
| 10 番 | 福 井 | 正   |
| 11 番 | 水 頭 | 喜 弘 |
| 12 番 | 橋 爪 | 敏   |
| 13 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 15 番 | 松 尾 | 勝 利 |

2. 欠席議員

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 16 番 | 橋 川 | 宏 彰 |
|------|-----|-----|

3. 本会議に出席した事務局職員

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 谷 口 | 秀 男 |
| 局 長 補 佐 | 中 尾 | 悦 次 |
| 管 理 係 長 | 西 村 | 正 久 |

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

|                  |   |   |   |    |   |
|------------------|---|---|---|----|---|
| 市                | 長 | 樋 | 口 | 久  | 俊 |
| 教                | 育 | 江 | 島 | 秀  | 隆 |
| 総務部長兼総務課長        |   | 藤 | 田 | 洋一 | 郎 |
| 市民部長             |   | 迎 |   | 和  | 泉 |
| 産業部長             |   | 中 | 川 |    | 宏 |
| 建設環境部長           |   | 平 | 石 | 和  | 弘 |
| 会計管理者兼会計課長       |   | 中 | 村 | 博  | 之 |
| 企画課長兼選挙管理委員会事務局長 |   | 打 | 上 | 俊  | 雄 |
| 財政課長             |   | 寺 | 山 | 靖  | 久 |
| 市民課長             |   | 田 | 中 | 一  | 枝 |
| 市民課参事            |   | 有 | 森 | 弘  | 茂 |
| 税務課長             |   | 大 | 代 | 昌  | 浩 |
| 福祉事務所長           |   | 橋 | 村 |    | 勉 |
| 保険健康課長           |   | 栗 | 林 | 雅  | 彦 |
| 農林水産課長兼農業委員会事務局長 |   | 中 | 村 | 信  | 昭 |
| 農林水産課参事          |   | 橋 | 口 |    | 浩 |
| 商工観光課長           |   | 有 | 森 | 滋  | 樹 |
| まちなみ建設課長         |   | 森 | 田 |    | 博 |
| 環境下水道課長          |   | 福 | 岡 | 俊  | 剛 |
| 水道課長             |   | 松 | 本 | 理一 | 郎 |
| 教育次長兼教育総務課長      |   | 中 | 島 |    | 剛 |
| 生涯学習課長兼中央公民館長    |   | 土 | 井 | 正  | 昭 |
| 同和対策課長兼生涯学習課参事   |   | 松 | 浦 |    | 勉 |
| 監査委員             |   | 植 | 松 | 治  | 彦 |

平成24年12月18日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成24年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名     | 質 問 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 3 勝 屋 弘 貞 | 1. 子供たちへのワクチン接種について<br>(1) 各種ワクチンの接種時期<br>(2) 各種ワクチンの効能等<br>(3) 各種ワクチンにおける副反応<br>(4) 各種ワクチンの安全性と今後の予防対策<br><br>2. 市民の健康促進について<br>(1) 市民の体力増進の取り組み<br>①子供たちの体力の現状と対応状況<br>②生涯スポーツの推進<br>③総合型地域スポーツクラブの育成強化及び普及状況<br>(2) 指導者の育成について                                                                                                                                                |
| 5  | 4 竹 下 勇   | 権利と義務という面からみて行政サービスのバランスは保たれているか<br>1. 年金生活や勤労家庭と生活保護制度の逆転現象は起きているか<br>(1) 単身で75歳の国民年金額と生活保護費の比較<br>(2) 40代子供一人の場合を比較するとどうか<br><br>2. 学校教育と社会教育のバランスや学校教育予算の内、特別な支援を必要とする児童に対する事業の割合について<br>(1) 学校教育及び社会教育に携わっている人材や事業費について<br>(2) 特別支援教育（広い意味）に関する事業及び事業費について<br><br>3. 近年の鹿島市の税金収入の伸びから見て、子や孫世代に負担をかける計画を立ててはいないか<br>(1) 最近10年間の税目別の市税の動き<br>(2) ニューディール構想や考えられる大型事業を組み込んだ財政計画 |
| 6  | 2 稲 富 雅 和 | 1. 安全・安心なまちづくりについて<br>(1) 高齢者の食事支援<br>(2) 高齢者の医療<br>(3) 高齢者の介護・予防<br>(4) ドクターヘリの運用・対策                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

午前10時 開議

○副議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

### ○副議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、3番議員勝屋弘貞君。

### ○3番（勝屋弘貞君）

3番議員勝屋弘貞でございます。通告に従いまして、御質問申し上げます。

以前にもワクチン接種につきまして御質問申し上げておりましたが、私の時間の配分が悪く、中途半端に終わっておりましたので、改めて御質問をいたしたいと思います。

その昔は、さまざまな感染症が広く蔓延し、大きな被害を与えていた時代がございました。現在では予防接種の効果で随分と抑えられておると認識いたしております。

我が国における予防接種におきましても、これまで天然痘の根絶を初め、ポリオの流行防止等、多くの疾病の流行の防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や、死亡者の大幅な減少をもたらすなど、感染症対策上、極めて重要な役割を果たしてきたと思います。今後も日本国民の全体の免疫水準を維持するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要であると思うのであります。

しかし、ほとんど発生しない疾患となった場合、予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制しているのだということを忘れられてしまい、予防接種の必要性がないといった誤った判断をされる可能性があるかと危惧するわけであります。

予防接種により、国民全体の免疫水準を維持するためには、本人だけが病気にならないということだけではなく、周りに広めないためといった考え方、一人一人が予防接種の機会を必ず確保する、そういった社会全体での予防接種についての理解と接種をするということが重要であると思うわけであります。

予防接種はWHO、世界保健機構を中心に世界中で推進されており、接種した後の調査も予防ワクチンほど行き届いたものはないのであります。子供たちが健康で、よりよい人生を送ることができるよう、予防接種の効果について十分理解を深めてもらい、子供たちへの接種の必要性を御理解いただきたく、今回の一般質問をいたします。

まず、子供のときに受ける定期の予防接種と任意の予防接種について、お伺いいたします。

定期の予防接種は、予防接種法で定められた予防接種で、一定の年齢になったら受けることが望ましいとされ、鹿島市の場合、全ての定期の予防接種はその指定された期間内に接種をすれば、無料となっていたと思います。そのかわりと言ってはなんでしょうが、いわゆる保護者には子供に予防接種をする努力義務、行政的には接種の勧奨が義務として課せられていると理解いたしております。それとは違い、任意の予防接種は定期の予防接種と異なり、

いわゆる保護者が接種するかどうか、乳幼児や子供の健康状態や周りの環境、周囲の状況等に応じて、選択して接種を行うものと理解いたしております。

いずれにしても、予防接種を受けることにより、伝染のおそれのある疾病の発生や重症化、また、蔓延を予防することができることと思うのであります。

そこでまず、鹿島市で行っている定期の予防接種の種類と接種時期、いわゆる全ての公費で接種できる期間をお尋ねしたいと思います。

大きな2つ目、市民の健康促進の取り組みについてでございます。

まず、市民の体力増強の取り組みについて、お尋ねいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が2010年度の社会保障給付額を発表いたしました。103兆4,879億円、統計をとり始めた1950年度以降増加をし続け、初めて100兆円を突破しております。子ども手当や医療機関への診療報酬引き上げなども影響があったということですが、高齢化に伴う年金受給者の増加や医療費増大が大きな要因となっておるわけであります。

分野別では、年金が52兆4,184億円、前年度対比1.3%増、全体の約半分を占め、医療費は32兆3,312億円、前年度対比4.8%増、介護は7兆5,051億円、前年度対比5.5%増となっておるわけであります。

今後、急速に高齢化社会から超高齢化社会に移行する我が国ですが、年金につきましては長年我が国の発展に貢献されてきた諸先輩方が、老後を豊かな時間で過ごしていただくための費用として必要なものであると判断いたしますし、先天性や不慮の事故など、自分ではどうしようもない要因にて病気になったり、けがをしたりすることもあり、どうしても必要である医療費につきましては、十分な配慮が必要と存じます。が、その一方で、設営、自己管理によって回避できる医療費や介護費などもあるわけであります。

幼きころからの生活習慣が人生にどのように影響を与えるのか、真剣に考えなければならぬのであります。今の子供たちと昔の子供たちを比較したところ、現代の子供は身体自体は大きく成長しているのですが、逆に体力や運動能力、特に総力や体を思うように動かす能力である調整力は低下してしまい、肥満や運動不足が原因である生活習慣病等、いろいろな病気にかかる危険もだんだん高まってきているとのことでございます。

外で遊ぶこと、スポーツ活動時間の減少など、昔と比べて悪くなった要因はいろいろあると思いますが、このままだと将来、健康的な生活を送ることができる人間は、果たしてどれくらいいるのであろうかと心配してなりません。

屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を確保していくことなど、意識して生活習慣を変えることが今日の社会においては必要であり、特に、保護者を中心とした大人が子供たちを取り巻く環境について、十分に理解をし、積極的に体を動かす機会を設けたり、偏った食生活を改めることを考えたりしなければならないと思うのであります。

WHOの定義によりますと、健康とは、病気でないとか、弱っていないということではな

く、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態にあることとされており、わかりやすく申せば、何を食べてもおいしく、よく眠れて、すぐに疲れを覚えない。心地よい便通があり、風邪気味ではなく、体重が変わらないなどの肉体的な条件、それと、毎日を明るく、楽しく生きるという精神的な面や社会的安定が加わって初めて本当の健康だと規定しているわけであります。

そもそも健康の語源は、健体康心という四文字熟語でございます。健やかな体と安らかな心、それが縮まってできたのが健康という言葉であります。

健やかな体にみなぎる力が体力ですが、体力とはあらゆる活動の源であり、人間の健全な発達、成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものであるとともに、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっており、安らかな心をつくる上で欠かせないものであるのであります。

国は、昨年6月、昭和36年に制定したスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツ基本法を成立しました。それらの規定に基づき、平成24年3月、スポーツ基本計画を策定し、そこには我が国が目指すべき具体的な社会の姿として、次の5つを掲げました。

1つ、青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会。2つ、健康で活力に満ちた長寿社会。3つ、地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会。4つ、国が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会。5つ、平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国。

以上の5つであります。

さて、これらのことを踏まえて、今後当局では、市民や鹿島市で働いている方々など、鹿島市に御縁のある人々の健康づくりについてどのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

1つ目の質問ですが、鹿島市における子供たちの体力の現状と対応について、御質問申し上げます。

文部科学省が実施している体力・運動能力調査によりますと、平成13年から約10年間にわたり、おおむね低下傾向に歯どめがかかってきており、子供の体力向上に関するこれまでの施策は、全体的に効果は出てきているが、体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると、基本的に運動能力は依然として低い状況にあるとの報告がなされております。

鹿島市における子供たちの体力の現状を昭和60年ごろと比較した場合どうなのか、また、今までにどのような対応がなされたのか、お尋ねしたいと思います。

2つ目、生涯スポーツの推進についてでございます。

国は、平成13年よりスポーツ振興基本計画を策定し、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、生涯スポーツについて、国を挙げて取り組んでまいり

ました。それを鑑みてのスポーツ基本計画ではありますが、スポーツ振興基本計画を策定後、鹿島市はどのような変化があったのか、スポーツ基本計画を踏まえ、どのように取り組んでいるのか、何に力を入れているのか、今後の方向性をお聞きしたいと思います。

3つ目、総合型地域スポーツクラブの育成強化及び普及状況について、御質問申し上げます。2つ目の質問の細部にもなるとお思いますので、2つ目の質問と一緒に答えていただいても結構でございます。

鹿島市では、総合型地域スポーツクラブとして、鹿島市体育協会のほうでスポーツライフ・鹿島がつくられ、平成19年6月より取り組まれております。鹿島市の皆様も市報や各地区公民館に張られているポスター等にて御存じの方も多くいらっしゃると思いますが、改めて総合型地域スポーツクラブとは一体どういうものなのか、お聞きしたいと思います。

最後の質問ですが、指導者の育成について、お尋ねいたします。

まず、学校教育での現状と課題について、お聞かせください。

スポーツ基本計画には、学校における体育に関する活動は、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものであるとあり、現状と課題として、小学校においては教員の高齢化も進む中で、ほとんどの教員が全教科を指導しており、教員が体育の授業に不安を抱えたり、専門性を重視した指導が十分に実施されていない状況も見られる。中学校においては、武道等が必修化されたことに伴い、安全で円滑な指導を充実させるための取り組みが求められている。高等学校においては、将来にわたって継続的なスポーツライフを営むことができるようにする指導の充実が求められていると明記されております。鹿島市ではどのような状態なのか、学校教育現場での現状と課題について、お聞かせください。

次に、社会教育面からの御質問でございます。

どのスポーツ競技におきましても、指導の方法は変化してまいります。指導のあり方で取り組む競技の実力も個人の考え方や団体の中での取り組み方も影響が出てまいります。社会教育におけるスポーツ指導では、後身の育成に心意気を感じ、貴重な時間を使い、手弁当で御協力いただいている指導者が多くいらっしゃいます。このような方々があって、社会教育における青少年指導が成り立っているわけですが、指導者の方々の力量を上げることが子供たちの成長に大きく影響を及ぼすと思う次第であります。

9月議会の議案審議におきましても、少しばかり触れさせていただきましたが、競技によっては毎年ライセンスの更新や講習の受講義務等さまざまな制約が決められているものがございます。全体的なレベルアップを考えたときに、指導者の育成は不可欠であります。当局の考えを改めてお聞きしたいと思います。

以上をもちまして、総括の質問を終わらせていただきます。あとは一問一答にてお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

勝屋議員の質問にお答えいたします。

いわゆる先ほどの質問で、実際は予防接種法におきまして、定期の一類でございまして、ワクチンであれば接種できるというふうになっているわけですが、鹿島市では定期の予防接種の一類と呼ばれている予防接種につきましては、市が残り分全部負担するということで、個人負担がないものとして勧奨接種を行っているものでございます。だから、他の市町とですね、絶対これが同じということではございません。中にはそういったものをとられているところがございますので、それは御了解いただきたいと思います。

予防接種の中身でございますけれども、まず、BCGというものがございます。これは結核予防でございまして、接種対象期間は生後6カ月になるまでということで、接種回数は1回でいいというふうになっておるものでございます。

次、日本脳炎でございますが、生後六月から7歳6カ月に至るまでの間に3回、九十月ということ覚えていただければと思います。それから、9歳以上13歳未満で1回というふうになって、計4回というふうになっております。

ただ、平成7年の6月1日から、平成19年4月1日生まれの方は、本当にお気の毒なんですけれども、当時、日本脳炎の予防接種の勧奨接種が差し控えられまして、いろんな副反応とかの問題がありまして、勧奨いたしておりません。この方につきましては、20歳未満までの間に未接種回数を受けることができるというふうになっているわけです。ですから、2回受けられている方は、二十歳までの間に残り2回を受けることができます。まだ1回しか受けていない方は3回受けていただくというふうなことになるところでございます。

次に、四種混合です。今回、三種混合に一つ不活化ポリオワクチンを入れまして、四種混合になったものでございますが、これは百日ぜき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオの混合ワクチンで、生後三月から九十月に至るまでの間ということで、4回の接種を行うものでございます。

次、二種混合でございますけれども、これはジフテリアと破傷風のワクチンでございまして、11歳以上13歳未満の間に1回の接種が必要とされております。

麻疹風疹の混合でございますけれども、生後十二月から二十四月に至るまで1回、5歳以上7歳未満で就学前の児童に1回、特例措置として、平成20年から平成24年までの間、中学1年生及び高校3年生相当年齢で1回というふうになっておるところでございます。

これに加えて、ちょっと複雑でございますけれども、ポリオワクチンの接種でございます。1回、生ポリオワクチンを接種した方は、残りが不活化ワクチンを3回接種していただきます。そして、三種混合、いわゆる先ほど四種混合にかわった分ではなくて、もとの三種混合を打っていただくという形になるというふう聞いております。

また、任意で不活化ポリオワクチンを接種された方は、不活化ワクチンの接種回数は4回でございますので、残りの不活化ワクチンの接種は残りの回数というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

私のほうからは2点、まず、鹿島市の子供たちの体力の現状と今までの対応というところ、それから、学校現場での指導者の現状と課題というこの2点についてお答えをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、ここに2つのデータがございます。体力と運動能力の調査結果ということで、1つが、昭和54年から昨年、平成23年度までの全国と佐賀県とを比較した体力の調査結果が出ております。学年とか、あるいは男女でちょっと違いますので、一概に申しにくいんですけれども、また、種目によって、例えば、50メートル走とか握力、また、ソフトボール投げとか、さまざまありますので、一概に申しにくいんですけれども、概して申しますと、やはり議員御指摘のとおり、運動能力としてはやや下がっているのかなというふうに思います。

一部、50メートル走とかは昔よりも早くなっているという結果も出ております。

また、ここ最近の傾向は、一番下がった状態からはやや上昇気味という結果が出ております。

それから、もう1つのデータが、これは昨年、平成23年度の全国と佐賀県と鹿島市の比較の体力、運動能力の調査結果が出ております。これを見ますと、やはり一部の種目においては、全国レベルを上回るものもございますけれども、概して申しますと、やはり全国と比べると、やや劣っているのかなと。特に中学校になると、その差が顕著にあらわれているような結果が出ております。

今まで鹿島市が、これに関してどういったことをしてきたかと申しますと、もう皆さん御存じのとおり、市民体育大会とか、あるいは小学校では水泳大会を行ってきておりますし、また、10月には小学校の陸上競技大会、あるいはクロカンに出たりとか、あるいは相撲大会に出たりとかいうようなことでやってきております。

また、各小学校においては、体育の授業において基礎的な運動能力及び体力の向上に努めております。

また、縄跳び、あるいはマラソンなど、時期に応じて実施をして体力の向上に努めてきております。

それから、第2点目でございますけれども、学校の教育現場での指導者の現状と課題とい

うことでございました。議員がおっしゃったとおり、鹿島市においても同じ状況でございます。教員の高齢化、あるいは指導者の専門性という部分では、やはり欠けてきている部分がございます。これを何とか補いたいということで、鹿島市では地域スポーツ人材の活用実践支援事業というのを実施いたしております。小・中学校の体育の授業での基礎的、あるいは基本的な技能の習得を支援し、発達段階や個々に応じた指導の充実を図るということで、専門的な技術を有する地域スポーツ人材を積極的に活用いたしております。

また、中学校の部活動においても専門的な技術指導ができる教員不足、あるいは顧問教員が高齢化しているという現状の中で、地域スポーツ人材を積極的に活用いたしております。その成果といたしまして、小学校での水泳指導において、泳力と申します、水泳の力ですけれども——が向上をして水泳が好きになる児童がふえたり、また、担任にとっても指導のポイント等を学ぶということで、指導力向上にもつながっております。また、小学校の部活動においても、技術的、体力的、また戦術的な面から向上が見られ、県大会への出場を果たすなど、大きな成果を上げておりますし、また、顧問の負担軽減にもつながっているという、こういうふうな成果もあります。こういったことで実施をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○副議長（松尾勝利君）

土井生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（土井正昭君）

私のほうからは、大きな2つ目の質問、市民の健康促進についてということで、まず、生涯スポーツの推進と総合型地域スポーツクラブについてお答えをいたします。

平成13年に策定をされましたスポーツ振興基本計画は、おおむね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示したものでありますけれども、この計画の主要なスポーツ行政の課題として、次の3点を掲げ、その具体化を図ることとするとしてあります。1点目が、スポーツの振興を通じた子供の体力の向上方策、2点目が、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、3点目が、我が国の国際競技力の総合的な向上方策ということで、2点目が生涯スポーツの推進に関係する政策になり、目標を生涯スポーツ実現のために、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指すとし、この政策目標達成のために必要不可欠である施策として、3つ目の質問にもなりますけれども、総合型地域スポーツクラブについて、総合型地域スポーツクラブの全国展開を掲げ、2010年までに全国の各市区町村において、少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することとなっております。この総合型といいますのは、3つの多様性を含んでいることを指しております。1つ目が種目の多様性、1つは世代や年齢の多様性、そしてもう1つは、技術レベルの多様性です。この総合型地域スポーツクラブは、地域の住民が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新し

いタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで、多くの世代の人々がさまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向、レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により、自主的、主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。こういった背景で、鹿島市では平成15年度から総合型地域スポーツクラブの設立の検討に入り、検討委員会、設立準備委員会などを経て、平成17年度から試行をしながら、平成19年6月にスポーツライフ・鹿島という名称の総合型地域スポーツクラブが設立をされたところです。

したがって、スポーツ振興基本計画の策定後、鹿島市では計画に掲げてある政策目標達成のために、総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、地域におけるスポーツ環境の整備、充実に取り組んでいるということになります。

平成24年度の状況を説明させていただきます。

まず、スポーツライフですけれども、このパンフレットを各家庭にお配りをしております。ごらんいただいている方もいらっしゃると思います。これで会員の募集を行っているものです。子供から高齢者の方まで参加できるよう、16のメニューを用意し、御参加をお願いしているものです。現在、会員が603名という状況です。今後も平成24年度からの新しいスポーツ基本計画にも引き続き生涯スポーツの振興方策として、総合型地域スポーツクラブの育成が掲げられておりますので、これに対応をしていきたいと考えているところです。

次に、社会教育面からのスポーツの指導者の育成に対する考え方ということでの質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、スポーツ指導者の子供たちの健全な成長への影響は非常に大きいものと思います。特に子供たちに対する指導者ということになれば、スポーツ少年団に代表される社会体育の指導者ということになるかと思います。例をスポーツ少年団にとりますと、現在、鹿島市での登録は26団体、団員が416名、指導者の登録が48名という状況です。登録されている種目は剣道、柔道、サッカー、野球、バレーボール、ソフトテニス、空手などがあります。このスポーツ少年団に登録をされる際には、指導者の資格を持っている方の登録も必要条件になります。したがって、指導者の確保、育成面では、スポーツ少年団のような組織を活用して、指導者としての資格を取得することは有効な方法であると考えております。

指導者の方には、子供の安全、事故防止や発育、発達、種目特性に合った指導内容が要求をされ、指導者が最低限必要とされる知識、技能の習得は必須と考えられますことから、スポーツ指導者の資格要請の事業も行われております。指導者資格取得を奨励されており、市の事務局は鹿島市の体育協会になりますが、スポーツ少年団の登録の際には資格取得の講習会などについては紹介をされ、指導者の育成、確保に努めてもらっているところであります。

これに限らず、種目によってはそれぞれの種目協会に独自に指導者の資格を取得するプロ

グラムが用意されておりますので、指導者になりたい方は協会の推薦などによって講習などを受講され、資格を取得され、子供たちへの御指導をされている方もいらっしゃるようです。いずれにしても、子供たちへの指導は健全な子供たちの成長のために、指導者としての資格取得により、しっかりとした知識と子供たちに対する熱意により、指導に当たっていただくことが必要であると思っております。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに答弁ありますか。

3番議員勝屋弘貞君。

**○3番（勝屋弘貞君）**

それでは、予防接種のほうにつきまして、一問一答でお願いします。

先ほどの答弁によりますと、定期の予防接種につきましてはおおむね7種類といったところででしょうか。それに複雑なポリオが含まれるといったところと考えますが、また、予防接種時期につきましても、期間の短いものから長いものまであるということがわかりました。先ほど申し上げましたけれども、保護者の方にも接種をされる努力が必要でしょうけれども、鹿島市として、接種に対する勧奨が肝要と考えます。その勧奨についてどのようにやっているのか、お伺いしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

議員御指摘のとおり、非常に多種多様な予防接種がございますし、また、いろんな回数、期間等いろいろ違いますので、なかなかわかりづらいところがございますので、鹿島市といたしましては、妊娠届の折に、まずその時点で母子手帳を交付いたしますけれども、その時点での説明をまずいたしております。出産後、母子保健推進員さんがいらっしゃいまして、その方が市の委嘱を受けて訪問されます。その際にも予防接種のパンフレットの配付等を行っていただいております。

またさらに、各種赤ちゃん相談、2カ月児とか、乳児食教室、幼児食教室、いろんな教室がございます。その教室ごとにこういった期間にこういった予防接種を受けてくださいという話をいたしております。また、幼稚園、保育園、学校を通じまして接種の有無を確認し、予防接種の指導も行っております。またさらに、子育てメルマガと申しまして、子育てをされている方にメルマガをお送りしまして、それによりまして、何月何日が予防接種ですよといったようなことをお伝えいたしております。また、市報、ホームページ等の公告はもちろんでございますけれども、さらに最終通知を差し上げまして、予防接種の勧奨を行っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。よくわかりました。機会あるごとに勧奨しているということで理解します。

それでは、平成22年度に導入された子宮頸がんワクチンとヒブ、小児肺炎球菌ワクチンについてどうなのか、特に子宮頸がんワクチンは接種者がかなり多いと聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

今現在、22年度から子宮頸がん予防ワクチンとヒブ、それから小児用肺炎球菌ワクチンは任意の予防接種として位置づけをいたしているところでございますが、これにつきましても、国2分の1、市2分の1の補助を行い、予防接種を無料といたしているところでございます。

この子宮頸がんワクチンにつきましては、直接、御本人様に——対象者の方ですね、もちろんその保護者という形になると思いますけれども、通知を行いまして、原則中学校2年から高校1年生相当年齢までは3回の接種が必要でございますので、その通知を行っているところでございます。

また、ヒブ、小児用の肺炎球菌ワクチンについては、2カ月以上5歳未満までの間に1回から4回の接種が必要となっておりますので、これにつきましても、いろんな健康教室等においでになられますので、その際にこういったワクチンを打っていただきたいということでお願いをしているところでございます。

現在、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、第1回目につきましては90%を超える勢いで伸びているところでございます。

また、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンも今年度ちょっとした接種に関係ないのか、はっきり因果関係がとれませんけれども、事故がございまして、その後、伸びてまいりまして、30%を超えるという状態になっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

任意のワクチンの中にも無料接種で行っているというのがあるということですけど、同じように任意の小児のインフルエンザ、それと勧奨接種の二種の高齢者のインフルエンザは、

一部自己負担があると聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

基本的にこの任意の予防接種につきましては、いわゆるワクチン代の負担をお願いすることができるというふうになっております。今お願いしているのは小児の季節性のインフルエンザでございます、季節性のインフルエンザにつきましては、1回につき1千円を補助いたしているところでございます。自己負担といたしましては、2千円前後の負担になると。高齢者のインフルエンザにつきましては、1,300円の自己負担をお願いしているところでございます。4年ほど前にパンデミックと言われた、ああいうふうなワクチンではございませんで、季節性のインフルエンザについては、そういったことでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

それでは、次にワクチンの効能ということでお聞きしますけれども、既にどのワクチンがどの病気に効くか、今、先ほどお聞きしたことでわかりますけれども、予防接種における副反応についてお尋ねしたいと思います。

まずは日本脳炎。平成21年6月から再開された日本脳炎について、お伺いしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

副反応ということでございますけれども、やはり親御様から言わせれば、インフルエンザ予防接種を打ってから、腕が腫れた、ちょっとした熱を出したというのは非常に気になることだと思います。ほとんどの副反応というのは、そう心配することはないというふうに厚生労働省の報告ではなっておりますところでございますが、若干の副反応としては、日本脳炎で申しますと、注射部位ですね、注射を打ったところが赤くなったり、若干腫れたり、痛みが出たりすることが挙げられております。

また、発熱や不機嫌と申しますか、ちょっと子供が体調が悪くなったと。また、全身の反応もございます。発熱やけいれん、麻痺などを起こす急性散在性脳脊髄炎の報告もございましたけれども、これはワクチンとの因果関係は今のところはっきりいたしておりません。実際には因果関係はないものというふうに厚生労働省からは来ているところでございます。

また、ここが非常に心配されるところだと思います。アナフィラキシー症状ですね、いわゆるショック症状と呼ばれるものでございますが、これがまれに出るために、鹿島市においては注射を打ってから30分以上ですね、もちろん、手前で先生、いわゆる医師の診断を受けてから予防接種を受けるわけでございますけれども、そこでオーケーが出まして打った。打った後すぐ帰すのではなくて、30分以上そこに待機をしていただいて、副反応が出ないかどうかを確認していただいております。

なお、鹿島市においては、今のところ重篤な副反応の報告はあっていないということを御報告申し上げます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

では、次、ポリオについてお尋ねします。

今ポリオ撲滅運動が進んで、世界で今あるのが3カ国かとお聞きしておりますけれども、予防接種によってずっと撲滅が続いておるわけですが、今回、副反応がないということで、不活化ワクチンになりますけれども、どのような副反応があったのかお聞きしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

厚生労働省からの報告でございますけれども、生ワクチンの場合におきましては実際にウイルスを弱くいたしておりますけれども、生のワクチンを飲むわけでございますから、それが体内でふえまして、接種を受けた方ではなくて家族の方にうつたと。また、御本人がそれを発症されたというふうな報告がなされております。ただ、これは450万人以上に1人程度と言われて、極めてまれな頻度で出るというふうに生ワクチンの場合は報告されております。

ただ、今回の不活化ワクチンにつきましては、ほぼ100%こういったことがないというふうに報告をなされているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

すると、不活化ワクチンでは副反応はなくなったと考えてよろしいのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

完全になくなったということではございません。まことに申しわけございません。私の言葉足らずでございます。

従来の生ワクチンは毒性を弱めたポリオウイルスで、ごくまれに麻痺が生じるというおそれがありましたので、ことしの9月から不活化ワクチンに切りかわったわけでございますが、これは毒性をなくしたウイルスからつくられたということで、麻痺が出ない、より安全なワクチンとなっております。

ただ、これは不活化ワクチン、今までポリオワクチンは経口接種、口から飲むワクチンでございました。これが注射となりましたので、ほかの予防接種でもある、注射を打った後に痛みが残る、それから、注射を打った跡が赤くなったり、腫れたり、痛みなどの軽い局所反応、それから、発熱、不機嫌などの副反応もあっておりますが、二、三日でこれは消失しているという報告がなされております。

ただ、今後も副反応があらわれた場合、厚生労働省は原因等を調査されることになっておりますので、まだ始まったばかりでございますので、今言ったような副反応が報告されているという状態でございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

それでは、ワクチンに関しては最後の質問となりますけれども、今後の各種ワクチンの安全性と、今後の予防対策について、ちょっとお聞きしたいと思います。

世界では今、年間150万人の5歳までの幼い命が予防接種で防げるはずの病気でなくなっている、奪われているということのユニセフのデータがございます。その中には、いわゆる先進国、その中で、我が国ですけれども、先進国、中進国の中では最低レベルと言われておる、我が国の予防接種の制度があります。ワクチンで防げる病気が原因で重い後遺症に苦しんだり、命を奪われたりする子供の数も、我が国の数も含まれておるというわけでございます。

我が国ではワクチンの接種率が欧米と比べて低い、2001年に麻疹——はしかですけれども、流行したときには約3万人がかかり、80人くらいの死亡者が出たと推定されております。2007年の流行のときには、修学旅行で日本からカナダを訪れた高校生が麻疹になり、現地の保健当局から全員がホテルで待機を命じられ、飛行機の搭乗も拒否されるというようなことがあっております。麻疹の発生率がほとんどゼロに近い先進国では、麻疹は大変危険な病気とされ、そのために麻疹患者が出ること自体が非常事態という扱いになっておるようでござい

ます。

このようなことが起こるのは、我が国では予防接種の必要性和安全性が国民に伝えられていないため、予防接種に対する誤解が多いからだと思うのであります。もちろんその有益な予防接種の副反応で重篤な状態に陥るなどということがあってはならないと思いますが、国でもかねてから要望があっていたポリオの不活化ワクチンの導入や日本脳炎ワクチンの改良など、努力はしているようでございますけど、そのような努力を続けることが病気の根絶等につながると思うのであります。

回答は難しいでしょうけど、無理にとは言いませんけれども、今後の予防接種の安全性と予防対策について、お考えがあればお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

確かに答えにくいと申しますか、私が国の施策について、一つ一つこれをやってくれ、あれをやってくれというふうなことはなかなかできるわけではございませんけれども、ただ、今回の風疹のお話ですね。ただ、即対応して、今現在の空間があった方につきましては無償で受けられるというふうな対応を厚生労働省のほうもとったところでございます。常にそういったものが起これば、即時対応というのが私は非常に大事なことだというふうに思っているところでございます。

予防接種の安全性、有効性の向上、安全かつ有効なワクチンの円滑供給については、これはもちろん国の役割でございます。厚生労働省では予防接種検討委員会等でも現在も検討をずっと続けているところであります。鹿島市においては、安全の予防接種の実施体制を確保するとともに、市民の皆様へ予防接種に対して正しい知識、理解のもと、予防接種を受けていただきますよう今後とも広報や周知等に力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

3番議員勝屋弘貞君。

**○3番（勝屋弘貞君）**

ありがとうございました。では、次に市民の健康促進の取り組みについて、御質問したいと思います。

近年、積極的にスポーツをする子供と、そうでない子供、その二極化が進んでおるというふうにお聞きしておりますけれども、その点について鹿島市はどんな状態なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、運動する子供とそうでない子供の二極化ということが問題にされておりますし、また、先ほどから出ております子供の体力低下が深刻な問題となっております現状を捉えて、体づくり運動を低学年から学習指導要領に示されておりました、全ての学年において指導をいたしております。

浜小学校では、今年度、文部科学省から委嘱を受けまして、子供の体力向上支援事業というのに取り組んでおります。これは全国の体力、運動能力、運動習慣等調査の結果の分析を行いまして、運動能力、また、運動習慣の改善に資するという具体的な方策を提案、実施することなどを目的といたしております。

浜小学校におきましては、日ごろからよく外で運動をしておりますし、また、体を動かす楽しさを知っている児童が非常に多いというふうに聞いております。

ところが、男女で運動習慣に違いが見られる、あるいは活動がボール運動中心というような課題も見られるようでございます。また、社会体育に加入していない児童は、休業日に体を動かしていないことなども明らかになっております。そこで、児童と保護者を対象に体を動かすことの楽しさ、また、誰かとかかわることの楽しさを感じてもらい、家庭でも体を動かすことにつながるよう児童と保護者を対象とした健康運動指導士による講演会を開催したり、また、体力向上サポーターの協力を得まして、楽しい遊びの種類を多くしてもらったり、さまざまな取り組みをしていただいているところでございます。

その結果、休み時間に外で遊ぶ児童、特に女子児童が多くなったというのも聞いておりますし、また、積極的にチャレンジマラソンに挑戦したりする児童がふえているということでございます。すぐに体力の向上が見られるというわけではないと思いますが、この取り組みを継続していきたいというふうに思います。

また、この事業の成果をほかの小・中学校のほうにも周知をいたしまして、実践することにより、市内全体の子供たちの体力向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。子供と保護者を対象にしたそういうこともやられているということなんですけれども、早寝早起き朝御飯ということがございましたけど、以前これは企業を巻き込んで、要するに企業のほうから社員のほうにそういうことを推奨していただいて、全体的に上げるというようなことが何かあったようなことが記憶に——それはなかったですか、

そういうことは。

要するに、子供たちに影響を与える、大人の意識を変えないといけないということを私は言いたいんですけどね。そういうことで子供と親を対象にした事業をやりたいと思うわけですよ。やっぱり親の姿勢を変えるような、そういったものを何かほかにやっていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

子供の、言うなれば運動能力、また、その習慣につながるわけですから、そこでやはり家庭での指導、保護者のかかわりというのが非常に大きいというふうに思います。それは全てにおいてそうであろうし、運動能力、運動習慣ばかりではないというふうに考えます。

そういったことで、やはり保護者のほうに理解をしていただいて、よりそういった体力面、生活面含めたところでお願いをするということで、保護者を巻き込んで、そういった講習会等を行っているということでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3 番議員勝屋弘貞君。

○3 番（勝屋弘貞君）

子供が生まれてからということなんでしょうけど、以前からそういう認識を持っていたかく、大人の方々にですね。結婚したら子供が生まれるというのは普通だったら普通のことなので、そういった場合に家庭をどうやってつくっていくのか、そういうことをしっかりと結婚前から理解していただく、そういうことをやるべきだと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

その質問に対しまして、私が答えていいのかわかりませんし、また、一部、私見になるか、というか、ほとんど私見になる可能性がありますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

やはり子供ができてからどうか、そういったことじゃなくて、一社会人として、常日ごろからそういった意識を持つ、もちろん子供に対してばかりではないと思いますし、自分の子供ばかりではなくて、地域の子供、また、ほかの子供にばかりじゃなくて対人関係等も含めまして、やはり保護者が常にそういった意識を持っているということは、子供にも波及し

ますし、それは家庭生活において十分教育はできていくものと思いますので、そこは家庭を築いているからどうのとか、勝屋議員が言いたいことはわかります。一社会人としてどうなのかというのを本質的には言いたいのかなとは思いますが、そういったことでお答えになるかどうかわかりませんが、やはり一社会人としてどうなのか、常にそういった意識を持っているのかどうかということで、そこを教育していかないといけないかと、常日ごろから勝屋議員が言われております社会教育という面で、そういったことで言われているのかなというふうに思っておりますので、そこは自分としても、自分ができているかどうかわかりませんが、そういったことで広めていきたいというふうに努力をしたいというふうに思います。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

3番議員勝屋弘貞君。

**○3番（勝屋弘貞君）**

なかなかはっきり答えにくいようなことを聞きまして、失礼しました。人間力を向上させるような、そういうことをどんどんやっていただければと思うわけであります。

では、次の質問ですけれども、日本学術会議におきまして、幼児の生活全体における身体活動等の促進が提言されておりますけれども、幼児期からの積極的な取り組みが重要と私は思うわけですが、その辺はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

中島教育次長。

**○教育次長（中島 剛君）**

幼児期からの健康ということでございますけれども、まず、お母さんのおなかの中に入った時点から、マタニティスクール等を開催し、当然、健康で、いわゆる元気な赤ちゃんを生むというのがまず第一番だろうというふうに考えているところでございます。

また、さらに妊婦健診券を今14枚、無償で交付しておりますので、それによります健診をずっと受けていただくと。安全な出産をしていただくということが大きな一つの課題だと思います。それに、さらに離乳食教室、いわゆる非常に悩まれるのが子供の健康のときに、いつ離乳をして、どういったものを食べさせたらいいのかということを母親のほうで悩まれているということで、離乳食教室を月1回開催いたしております。

さらに今度は離乳食から幼児食ということで、離乳した後、幼児食をどういったものを食べさせたらいいのかということで、そこら辺をずっと幼児から保育園に入るまでぐらいは保険健康課のほうで相談を受けながら進めているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

生涯学習課のほうからもお答えをいたします。

先ほど御指摘がありますように、近年の遊び場の減少とか、少子化による遊び仲間の減少、塾や習い事による生活時間の変化、テレビゲームやコンピューターゲームなどの子供の遊びの変化、交通事故や犯罪の多発などにより、子供が思い切り体を動かして遊ぶ機会が減っているというのは現状であるかと思います。そういった対応として、保育所や家庭において、生活に必要な基本的な動作を習得させたり、スポーツを行う習慣をつけるなど、対策が求められているということになっております。

そういった意味で、生涯学習施設面では子供が外に出て自由に遊べるような施設の整備が必要だとされております。幸い、鹿島市は豊かな自然に囲まれておりますし、特に蟻尾山公園などは芝生の広場や遊具を設置しており、親子で遊ぶには最高の環境が整っているものと思います。そういった意味で、引き続き安心して利用できるよう環境の整備も図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

3 番議員勝屋弘貞君。

○3 番（勝屋弘貞君）

それでは、一般に向けて若者のスポーツ参加機会の拡充をやるとか、高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進の具体的にどのような取り組みがなされておるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えいたします。

これまで地域におけるスポーツを取り巻く環境というのは、学校や企業、行政を中心としたスポーツ活動、これが財政難とか少子化による部活動の休部など、ニーズに対応できなくなっているものと思います。

体育施設につきましても、決まった競技団体とか、サークルが利用しやすい時間に施設を独占使用するというような偏った状況にあり、新しくスポーツを始めたいという方には、そのきっかけや受け皿がないのが現状であったものと思っております。

そのため、先ほど申しました総合型地域スポーツクラブ、これを推進しているということになります。

それからもう 1 つ、鹿島市のほうでは、先ほど議員がおっしゃいましたスポーツ基本法に

定めのあるスポーツ推進員というのを教育委員会において委嘱をしているところです。このスポーツ推進員は、鹿島市におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとされております。

市内各地区の体育協会の推薦をいただいて、20名の方を委嘱しているところであります。このスポーツ推進員さんについては、県主催の研修会、実技の研修会、研究大会など参加いただき、実技や知識を高めていただいて、地区におけるスポーツの推進や小学校や子供クラブなど要請がある場合にスポーツ教室などに指導者として御参加いただいて、スポーツの推進に御活躍をいただいております。そういった意味ではスポーツの推進に住民な役割を果たしてもらっているものと思っております。

できるだけスポーツの推進という意味ではそういったことでの推進を図りたいということで、またもう1つ、ことしから取り組んでおりますスポーツ合宿、これも一流のスポーツ選手のスポーツ合宿の誘致によって、市民の皆様にはスポーツについて関心を深めていただくというようなことで始めておりますし、陸上教室などの実施により、さらに交流を深める取り組みであると思っております。そういったことで、陸上競技場周辺のクロスカントリーコースの整備とか、祐徳ロードレスの取り組みでスポーツに関心を持っていただく機会もこういったことでつくっていきたいと思っております。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

3番議員勝屋弘貞君。

**○3番（勝屋弘貞君）**

では、スポーツライフ・鹿島についてお尋ねしたいんですけれども、体協のほうで運営をされているということなんですけど、参加状況が毎年どのような変化をしておるのか、新規なのか、継続なのか、継続しなかった理由とかあると思いますので、その辺をお聞かせ願えますでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

**○生涯学習課長（土井正昭君）**

お答えをいたします。

スポーツライフの参加状況ですけれども、スポーツライフ・鹿島は、1回目で申しましたように、平成19年度に設立をしております。参加者は平成19年度が200名、その後、平成20年度241名、平成21年度318名、平成22年度442名、平成23年度が571名、平成24年度が603名ということになっております。これは団体加入もありますので、一概には言えませんが、新規に毎年60名ほどの加入がなされており、順調に参加数をふやされているところであります。

比較できるものとしては、エイブルの楽修大学の学生さんが835名ということですから、その603名というのは悪くない加入状況だと思っております。年度ごとに会員を更新はしていくことになっておりますが、その更新の際には、今現在の会員の方に案内文を送って、更新を依頼して、継続される場合の入会金はそのまま引き続きいただければ無料にするとか、特典もつけて会員数の増加に努力をされております。そういったことで現状は603名の参加ということになっております。

**○副議長（松尾勝利君）**

3番議員勝屋弘貞君。

**○3番（勝屋弘貞君）**

今、スポーツライフ・鹿島、鹿島市のホームページから入っていこうとしたら、生活情報とか健康ひろばとか、教育、文化とか、そういう関係あるところと思って検索したんですけど、たどり着けなかったんですね。内部サイトで健康とかスポーツ、運動、総合型地域スポーツクラブ等検索しても、スポーツライフ・鹿島というところのページはヒットしなかった。リンクのところから、体育協会のホームページを開くとやっとたどり着いたんですけど、気が利いて体育協会がやっていると思えば、そこまで探すと思うんですよね。そうじゃないと、やっぱりなかなかたどり着くかのじゃなかろうかと思うわけです。

実際、体育協会のホームページの中でも、スポーツライフ・鹿島についてのページ自体ありましたけど、写真のみの状態で、何もそれがどういうものなのかどうかの説明もされていなかったというようなことでございました。最初にチラシ等を各戸配布されて、どうぞ参加してくださいということのあれがっているみたいですが、途中で、こういうことをやっていますよみたいな広報をやっているのか、その辺も含めてお聞かせ願えますでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

**○生涯学習課長（土井正昭君）**

お答えいたします。

情報発信という意味での御質問だと思います。そもそものスポーツライフ・鹿島というのが、総合型地域スポーツクラブといいますのが、地域住民の方によって、自主的、主体的に運営されるというようなスポーツクラブではあります。そういった中で、体育協会のほうが事務局となり、運営をいただいているところでもありますけれども、御指摘にありますように、鹿島市のホームページには掲載をしておりません、申しわけありません、そこは一緒に鹿島市で推進する立場として、今後、掲載に努めたいと思います。

それから、体育協会のホームページも確かにちょっと確認をいたしました。これも体育協会の職員がホームページを自分でつくって、自分で更新をしておりますので、そういったこ

とで、もう少しアピールをですね、PR、もっと含めてもう少し情報発信に力を入れるよう話して連携を深めたいと思います。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

3番議員勝屋弘貞君。

**○3番（勝屋弘貞君）**

では、指導者の育成につきまして。

指導者への助成という点から市内各地区の体育協会の推薦で委託をしておるスポーツ推進員さんですかね、この方々については研修等の費用は多分こちらから予算はついておると思うわけですが、先ほども言いましたように、手弁当で本当に子供たちを指導してもらっておるような方々、そういう方々に対して、各団体から集めた会費からそういう研修等、講習等に参加される場合には、参加費等は出されてあるところもあると思うんですよ。でも、個人でやっぱり自腹を切って、受講料払われているというような方も多くおられると思うわけです。その辺をどうにかやっぱり底辺を上げるというか、指導者の要領指導をしていただくために、市当局のほうからお手伝いできないかというようなことを思っておるわけですが、いかがでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

**○生涯学習課長（土井正昭君）**

お答えをいたします。

まず、スポーツ推進員さんですが、これは教育委員会のほうが委嘱をしているものです。体育協会ではございません。そういったことで、これは非常勤の特別職の職員ということになりますので、これは鹿島市が教育委員会のほうで委嘱をして活動をいただいておりますので、そういったスポーツ推進員としての研修ですね、研修とか、職務を果たすために研修とか講習などがあれば、こちらから費用を負担して、それに御参加いただくということで御理解をいただきたいと思います。

それから、各地域で活動されております、例えば、スポーツ少年団の指導者の方とか、そういった方たちについての幾らかの支援ですか、助成という意味では、まずはその少年団なりの指導者の方々が、青少年の健全な育成というか、教育のために頑張っていることにはまず敬意を表しますし、感謝をいたしております。そういった中で、基本的にはその方たちはボランティアというか、その少年団の要請に応じて指導に当たられているのではないかと考えております。そういった方は地域に居住する方であり、一般の会社員とか公務員の方、そういった方とか、団員の保護者とか、そういった方が多いのではないかと考えております。そういったことで、自分たちの子供というか、地域の子供たちのために情熱を

持って取り組んでもらっていただいているのが現状であると思います。そういったことでは、その気持ちを尊重したいと思いますし、そのスポーツ少年団の指導者とか、今、地域の指導者というのは性格として個人の資格において活動をされているということで、そういったことでは、今回ちょっといろいろ調べてわかりましたけれども、カリキュラムとか指導者のあれもいろいろあります。そういったことと、更新の金額とかそういったこともいろいろありますし、社会教育面という面から見れば、文化系の指導者の方、子供たちを指導していただく方、そういったこともありまして、どれを対象にするか、どれを、どの方たちに助成をするか、支援をするかということがなかなか整理をしないといけないと思います。そういった意味で、今のところそういったことをまだ検討はちょっとできておりませんという状況です。

**○副議長（松尾勝利君）**

時間が来ております。簡潔に。

**○3番（勝屋弘貞君）**

時間がなくなりましたので、簡潔に申し述べます。

整理をされてぜひともその辺考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

**○副議長（松尾勝利君）**

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

**○副議長（松尾勝利君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番議員竹下勇議員。

**○4番（竹下 勇君）**

通告に従いまして一般質問をいたします。答弁のほど、よろしくお願いいたします。

さて、12月を迎え、ただでさえ慌ただしい時期の上、ことしは衆議院議員の選挙が行われ、気ぜわしい中で平成24年も残すところあと2週間程度になりました。

私はこれまで、委員会や委員協議会、さらには一般質問において、鹿島市の財政力に即した事業の展開をすべきであるという立場で質問や要望を申し上げてまいりました。これもひとえに、将来に過度の負担を回さないという考えからです。箱物の建設は、今の決定が将来にわたり分割して建設費の負担を強いることになります。それに加えて、維持管理や補修に対する負担ものしかかってきます。消費税を含め、税率のアップをしなければ予算のやりくりが到底できないようなことは慎むべきであろうと思います。

今回は、これまでのことに権利と義務という観点を絡めまして、行政を行う上での balan

スという面から質問を行い、今後の方向性について一石を投じることができれば幸いだと思います。

今の世の中、国民の福祉の充実や弱者に手厚い政策が打ち出されています。もちろんそのことを否定する気持ちはありませんし、誰もが健康で文化的な生活を送り、さらには生活水準が上がっていくことを望んでいます。そのことは日本国憲法の中でははっきりと規定されています。その憲法を見てみますと、権利についてはもちろんですが、義務についてもはっきり書いてあります。権利を声高く叫ぶのもいいですが、果たすべき義務をきっちり果たすことで社会は保たれていくのではないのでしょうか。

みんなで社会——集団と言ってもいいですが、これを構成し、誰もが不満なく社会の維持をしていくためには内容は違っていても、誰もが働く、そのことが大事だと思います。もちろん男女差や体力、能力、また年齢によってもできることは違うでしょう。また、現在、病気等で一時的に働けない場合もあるでしょう。しかし、長い人生を通じてみて、自分のことだけではなく、周りの人が楽になること、言い換えれば、はたが楽になる、これが働くという考え方ということを聞いたことがあります。そのような役割を担うことが求められています。

皆さんもよく御存じのとおり、憲法で言う三大義務は、教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務と言われています。強制労働は憲法で禁止されていますが、働くことを拒否する人には、勤労の義務の趣旨から、社会保障の給付に対し制限をしてもいいという考え方もあります。

三大義務を簡単に申しますと、義務教育とは、保護者は普通教育を受けさせる義務を負う、市町村は、経済的な理由で子供を学校に行かせることが難しい保護者に対し必要な援助を与える。勤労の義務とは、働く能力のある者は自分で働いて生活を維持すべきとしています。

働けるのに働かない人に生活保護などの社会保障による給付を与えることは勤労の義務からいってバランスを欠くことになるでしょう。納税の義務とは、国の財政が国民の納める税金によって運営されることからいって国民の当然の義務と言えます。払いたくても払えない人がいると、あたかも税金の滞納を容認するような発言を聞くことがありますが、そのようなことがまかり通れば、とても行政サービスはできないことになります。

私たちは鹿島市民であり、佐賀県民であり、日本国を構成する一員であります。幸福社会を目指すには全ての国民が義務を果たしていくことを当たり前に思えるような人格形成ができていることが前提になると思います。そのためには教育が必要です。学校で学ぶだけではなく、社会人として勉強をバランスよく行うことが必要なのではないのでしょうか。

国民には権利もあれば義務もあるのです。いや、義務を果たしてこそ権利を主張できるのでしょう。それでこそ誰もが納得できる社会づくりを目指せるのではないのでしょうか。

理屈ではそうですが、政治は理屈ではないかもしれません。しかし、行政は理屈だと思い

ます。説明がつかない、つまり、住民——そこに住む人という意味ですが、納得いくことを行うべきだと思います。そのためにも事業の事前準備といいますか、計画づくりの段階から私たちを含め市民に情報を流し、情報を共有し、それはいいことだね、今の暮らしにも子供や孫の世代にも安心だねと思えることが大事なことだと思います。つまり、現在を生きる人たちが楽をするために将来に苦労や負担を押しつけてはいけないということです。さらに言うならば、仕事に限らずですが、社会の構成員として、その社会を守り育てていくために、一生懸命頑張り働く人が、ばかを見るようなことではいけないということです。このことは国においても鹿島市においても全く同じだと思います。そのようなことで、現在の仕組みや来年度以降の予算編成の考え方について、お尋ねをいたします。

さて、質問ですが、第1点目は、年金生活や勤労家庭と生活保護制度の間で逆転現象が起こってはいないかということです。個別具体的なシミュレーションについては2回目以降にいたしまして、まず、生活保護制度の内容と鹿島市の現状について、お尋ねをいたします。

鹿島市の生活保護受給者の総数、年齢別の数、家族構成について、直近のデータをお尋ねいたします。

次に、給付されている全ての内容をお尋ねいたします。

税金と一般的には負担すべきものが減免されているもの、初めから非課税とされている事柄についても、お尋ねをいたします。

第2点目は、学校教育と社会教育のバランスや、学校教育予算のうち特別な支援を必要とする児童に対する事業の割合についてでございます。バランスよくなっているかということについて、お尋ねをいたします。

人間は、学校で知識を学ぶとともに、家庭や地域の中で社会人として人と人とのかかわりと果たすべき役割、そして、生きていく知恵を学び大人になっていきます。そこに学校教育と社会教育の役割があると言えるのではないのでしょうか。

教育委員会の組織を見てみますと、私たちが一般的に教育委員会と呼んでいるのは、教育委員会事務局のことであり、教育委員会は5人の教育委員の合議体のことになっています。私たちは一般的に事務局のことを教育委員会と呼んでいて混同いたしますので、きょうは5人の組織のことを教育委員会、事務局のことを教育委員会事務局と呼ぶことにいたします。

文部科学省の教育委員会制度の概要という資料の組織図を鹿島市に当てはめてみると、教育委員会の下に教育委員の中から選出された教育長、その下に教育委員会事務局が設置され、教育総務課と生涯学習課があり、指導主事や社会教育主事等も教育委員会の事務局に含まれています。そして、実施機関として学校や公民館、生涯学習センター、図書館があります。ということは、教育委員会の会議は学校教育と社会教育を網羅して方向性を定める大きな役割を担っているということになります。また、教育委員会の役割については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、教育委員会の職務権限の中で細かく規定をされています。

そこでお尋ねですが、教育委員会は直近1年間でどのような議題を論議されてこられましたか。また、5人の教育委員の得意分野と申しますか、どのような分野での形式をお持ちなのかをお尋ねいたします。また、社会教育法で置くことができるとされている社会教育委員は鹿島市においてどのような役割と位置づけをなされているか、お尋ねをいたします。

学校教育に携わる人たちは、教育委員会事務局に勤務する社会教育関係の指導員は別として、ほとんどが月給制なのに対し、社会教育に携わる人は日額報酬となっています。先ほど勝屋議員の中でもありましたように、ボランティアでは本格的なことはできないと思いますが、社会教育に携わる人たちの日額報酬というのは何か理由があるのでしょうか。

次に、学校教育の事業費を平成23年度決算で見ますと、教職員に係る経費や学校施設の建設や改修は別といたしまして、子供へかける予算の使われ方は、大きく分けて教材にかかるもの、給食にかかるもの、特別支援を必要とする子供たちを対象とした事業にかかるもの、その他全体にかかる経費などに分けられると思います。平成23年度決算でいうと、それぞれどれくらいになっているのか、お尋ねをいたします。

最後は、近年の鹿島市の税金収入の伸びから見て、子供や孫世代に負担をかける計画を立ててはいないかということについてです。

鹿島市の収入のうち自主財源は30%程度だと思います。その自主財源を少し細かく区分して、金額の大きいものから、固定資産税、個人市民税、法人市民税、消費税交付税、市たばこ税の5つを選び、現年度分について、平成14年から10年間の増減を調べてみましたが、樂觀できるような状況ではありませんでした。

そこで税務課長にお尋ねですが、税目別の過去10年間の動きはどうなっているのでしょうか。特に落ち込みが大きいものは何ですか。

その次は財政課長にお尋ねをいたします。

鹿島市まちづくり推進構想については、平成23年度から平成32年度までの10年間で事業費が70億円という説明を受けていますが、相手があり、確定とはいかないでしょうが、財政当局の腹づもりとして、10年間の年次ごとの計画があると思いますので、その年次計画をお尋ねいたします。

また、鹿島市まちづくり構想には載ってはいませんが、鹿島市所有の物件の耐震改修やコンクリート構造物の改修等も想定されますが、それらを入れ込んだところの財政見通しについてお伺いをいたしまして、第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

#### ○副議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。橋村福祉事務所長。

#### ○福祉事務所長（橋村 勉君）

私のほうからは、竹下議員の大きい項目の第1点目の年金生活者や勤労家庭と生活保護制度の間で逆転現象が起こっていないかという質問にお答えいたします。

まず、生活保護制度の鹿島市の現状について、お答えしたいと思います。

直近ということで、平成24年10月現在の数字で述べたいと思います。

生活保護世帯数は、128世帯、人員は147人となっております。年齢別ではゼロ歳から15歳まで1人、16歳から20歳まで2人、21歳から60歳まで48人、61歳以上が96人となっております。家族構成の世帯別では、1人世帯107世帯、2人世帯19世帯、3人世帯2世帯となっております。

生活保護法による最低生活費の項目につきましては、大きく8つの種類があります。1つ目が生活扶助、2つ目が教育扶助、3つ目が住宅扶助、4つ目が医療扶助、5つ目が介護扶助、6つ目が出産扶助、7つ目が生業扶助、これは生きるというほうの生業扶助です。8番目が葬祭扶助という項目になります。

税金等に関しましては、住民税、国民健康保険税につきましては、生活保護開始後につきましては非課税、固定資産税については、本人の申請による減免の方向で処理されていることとなっております。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

中島教育次長。

**○教育次長（中島 剛君）**

お答えします。

まず、教育委員会で直近の1年間にどのような議論があったかという点でございますけれども、先ほど議員御指摘のとおり、法律で教育委員会の権限というのが決められております。それに基づくもので、議案として、毎回定例会等で議案を提出いたしております。それで、1年間の集計をいたしましたけれども、規則改正で7議案、それから規定、要綱等の改正で6議案、それから、人事案件のほうで13議案、それから市議会提出議案への意見の決定というところで9議案、その他4件ということで1年間39議案の審議をお願いいたしております。

それから、2つ目の、5人の教育委員さんいらっしゃいますけれども、識見ということでございますけれども、経歴から判断をしていただきたいということで、経歴を簡単にいたします。

まず、学校教育関係で教職員の経験をされた方が3名いらっしゃいます。それから、学校評議員をされていた方が1名いらっしゃいます。また、社会教育関係で図書館長をされていた方が1名、内訳ですので、トータルではございません。それから、社会教育委員を経験された方が1名、それからPTA関係で会長をされた方が1名、それから、PTAの中の母親部長というのがございますけれども、これを経験された方が2名ということでありますので、このぐらい経験を広くされておりますので、それぞれのことで識見をお持ちだというふうに理解をいたしております。

それから、平成23年度の決算においてそれぞれの費用がどれぐらいあったかということで申し上げたいと思います。

まず、教材費でございますけれども、38,596,959円というふうになります。それから、学校給食にかかわる分ですけれども、これは食材費は除きますし、また、職員の人件費を除いた額でございますけれども、この額が50,638,466円というふうになります。それから、特別支援を必要とする児童・生徒に関する分でございますけれども、特別支援で広くとらえた場合には、真の特別支援と別に、例えば児童・生徒の自立支援だとか、スクールソーシャルワーカーの事業費だとか、その分が含まれます——を含んだ額を申しますと、合わせて59,507,656円というふうになります。それから、地域連携ということで、子供たちの育成にかかわる分として、例えば日韓交流の事業をやったり、あるいはふるさと人材の事業をやったりしております。この辺の額の総額が9,141,608円というふうな数字になります。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

**○生涯学習課長（土井正昭君）**

私のほうからは、社会教育委員について、お答えをいたします。

まず、社会教育法で置くことができるとされている社会教育委員はどのような役割と位置づけがなされているのかという質問ですけれども、議員が申されましたように、社会教育委員については、社会教育法で、社会教育委員の職務として、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため次の職務を行うとされております。1つが、社会教育に関する諸計画を立案すること、2つ目に、定時または臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、3つ目に、前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。それから2点目が、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。3点目に、市町村の社会教育委員は当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者、その他関係者に対し助言と指導を与えることができるとされており、社会教育委員には、市の社会教育に関して提案や意見を述べる役割となっておりまして、生涯学習課の諮問機関として位置づけをしています。

鹿島市の社会教育委員の方には、鹿島市の社会教育委員会の会議を初め、藤津地区や佐賀県の社会教育委員会委員の総会や研修会、九州ブロックの社会教育委員研究大会の出席や鹿島市内の社会教育行事などに参加をしていただいております。

それから、学校教育に携わる人が月給制なのに対し、社会教育に携わる人たちが日額報酬となっているということでの理由についてでありますけれども、まず、社会教育に携わる人たちが日額報酬になっている理由ですけれども、確かに社会教育に携わる人たちということ

で、先ほど申しました社会教育委員を初め公民館運営審議会委員、スポーツ審議会委員、図書館協議会委員、青少年問題協議会委員、文化財審議会委員など、これらは日額報酬となっております。この方たちは、社会教育委員さんと同じように、それぞれの事業に対して意見を述べたり調査審議をするのが役割になります。そういったことで日常継続して勤務をされることがなくて、その都度の会議、そういったことへの出席報酬になっているものかと思います。

先ほど言われたように、社会教育に携わる方では、社会教育指導員は月給制になっております。これは生涯学習課に配置をされ、週に24時間の勤務をされているということで月給制になっているものと思います。これらは勤務体系によって月給制であったり日額報酬になったりするというふうに考えております。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

大代税務課長。

**○税務課長（大代昌浩君）**

3点目の税収関係の御質問で、税目ごとの過去10年の動きについて、税務課で賦課徴収しております主要税目、個人及び法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税について、これらの現年課税分でお答えします。

まず、個人市民税ですが、収入額で、平成14年度では約719,000千円、その後、平成15年度から平成17年度の3年間は7億円を切っておりますが、平成18年度にはまた720,000千円台に乗り、平成19年度からは955,000千円、平成20年度には998,000千円と伸びたものの、その後、景気の低迷等により次第に落ち込み、昨年度は910,000千円台となっております。

法人市民税では、収入額で平成14年度、15年度は3億円の半ばを維持しておりましたけれども、平成16年、17年度には3億円を切り、平成18年、19年度には再び3億円台に乗せることができました。しかし、その後、平成20年度以降は減少を続けているような状況でございます。特に落ち込みが大きいのがこの法人市民税でございます。

次に、固定資産税ですが、ここ10年、ほぼ14億円台を推移しておりまして、本市に限らず、全国的な地価の下落や、新築の家屋も以前と比べると件数が減少してきているのが伸び悩みの原因でございます。しかしながら、固定資産税は本市主要税目の収入の約50%を占めており、税収の根幹をなすものでございまして、14億円台を維持しているということは安定した財源であると言えます。

次に、軽自動車税ですが、平成14年度の61,000千円から、それ以降、唯一増加を続けている税目であり、平成23年度では約77,000千円となっております。これは軽自動車、特に四輪乗用が燃費や維持費などの経済性の高さやエコカー減税の影響等で登録台数が伸びていることによるものでございます。しかしながら、税収全体に占める割合が比較的に小さいため、

市税全体を押し上げる大きな要因となり得てはいない状況にあります。

次に、市たばこ税でございますが、平成15年、18年、22年とこれまで3度にわたる増税を経て現在に至っており、この間、増税のたびに一旦収入が上がるものの、翌年以降は落ち込んでいくという傾向でありましたけれども、直近の平成22年度の増税以降では落ち込むよりもむしろ増加に転じていることが特徴的であり、税収としてはかなり堅調であると言えます。

税目ごとには、以上のように、年度ごとにそれぞれの税目で増減があっておりますが、全体的に見ますと、大きく伸びることもありませんが、逆に大幅に減少するということなく、低水準ではありますが、固定資産税を中心として比較的にはほぼ安定的に一定の税収を維持しているような状況でございます。

#### ○副議長（松尾勝利君）

寺山財政課長。

#### ○財政課長（寺山靖久君）

私のほうからは、大きな項目の3番の2、ニューディール構想や考えられる大型事業を見込んだ財政計画について、お答えいたします。

今年度作成いたしております中期財政計画、これはあくまで財政見通しでございますが、それにおきまして、ニューディール構想関係で、平成32年度までに約70億円の事業費を組み込んでいただいております。

財源的に申しますと、国庫支出金を約14億円、市債を37億円、一般財源を約19億円と見込んでいただいております。

また、その他、ニューディール構想以外におきましても、小・中学校の耐震改修でありますとか、市営住宅改修、橋梁改修等も含めると、その事業費は高くなると見込んでいただいております。

この結果、多額の市債を発行することとなりますが、今後、各年度の市債残高の見込みで申しますと、平成25年度の約9億円（281ページで訂正）になる見込みですが、それまでは徐々に減少していきまして、その後、増加に転じまして、平成30年度には約136億円になるという見込みを立てているところでございます。

このうち、臨時財政対策債、いわゆる国から100%補填する市債ではありますが、これを約55億円と見込んでおりまして、差し引きますと、いわゆる建設事業分は約81億円となりまして、市債残高全体でいきますと平成12年度の138億円に近い数字となりますが、建設事業分だけで申しますと、平成19年度並みと見込んでいただいております。

また、市債の償還費、いわゆる公債費ではありますが、これは平成28年度までは徐々に減少していきまして、平成28年度で約9億円の支払いと見込んでおります。その後、徐々に増加してまいりまして、平成34年度には約14億円と推計しております。これは平成20年度決算が約15億円、平成21年度は13億円となっておりますので、そのぐらいの負担水準まで上ってい

くというふうな見込みを立てております。これはあくまで推計値であります。

また、借り入れ利率につきましても、生涯学習センター建設時におきましては1.88から1.45%で借り入れておりますが、現在の利率は1%から0.8%という低金利であります。

また、指標的には、交付税等先行き不透明な面もありますが、実質公債費比率の推計につきましては、平成23年度決算が11.11%でありましたが、平成30年度までは徐々に減少していきまして8%台に減少していくと。その後、上昇に転じるものの、11%台でとどまるというふうに考えております。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時5分から再開します。

午後0時4分 休憩

午後1時5分 再開

**○副議長（松尾勝利君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

ここで、午前中の竹下議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。寺山財政課長。

**○財政課長（寺山靖久君）**

先ほどの竹下議員の質問の中で、財政計画の答弁をいたしておりますけれども、市債の残高につきまして、平成25年度残高を約9億円と申しましたが、85億円の間違いであります。申しわけありません。訂正をお願いします。

**○副議長（松尾勝利君）**

それでは、一般質問を続けます。

4番議員竹下勇君。

**○4番（竹下 勇君）**

それでは、一問一答でお願いをいたします。

まず、生活保護のことについてですけれども、生活保護については、鹿島市は条例というのがあるのでしょうか、それとも生活保護法にのっとって仕事をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

橋村福祉事務所長。

**○福祉事務所長（橋村 勉君）**

お答えします。

生活保護法に伴う分については生活保護法にのっとって事務処理を行っております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

それでは、答弁の中で、固定資産の減免という話が出てまいりました。保護世帯において固定資産、つまり土地や建物を持つことができるのか、それと車を持つことができるのか、その場合の税金についてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

土地、家屋、いわゆる固定資産を持っていたとしても生活保護が受けられるかという質問だと思いますが、生活保護法では、基本的には最低生活の内容として、その所有、または利用を容認するに適しない資産は特別な場合を除き、原則として処分というふうなことでなっております。最低生活の維持のために活用させることということになります。なお、資産の活用は売却を原則といたしまして、これによりがたいときは当該資産の貸与によって収益を上げる等活用の方法を考慮することとなっておりますのでございます。

車につきましては、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、自動車の保有を認める段階には至っておりません。ただ、事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められたら保有を認めても差し支えないとなっておりますけれども、保有を容認しなければならない事情がある場合は、県及び厚生労働省に情報提供の上、判断する必要があると考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

これは、マスコミあたりでも話になったから御存じだと思いますけれども、家族あたりが大きな収入、家族というのですか、親族が大きな収入を持っている場合でも、同居していないで単身世帯というのですか、その方たちとは違う世帯だと生活保護を受けることができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

家族や親族がいても保護費がもらえるかということの質問だと思います。いろいろな前提

によって異なる部分があります。原則的には、同一の住居に居住し、生計を一つにしている者は原則として同一世帯員として認定いたします。

また、出稼ぎ等をしている場合であっても同一世帯員というふうな認定を行っております。

また、親や兄弟等とは別に生計を立てている場合でも、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっているために、保護開始時等は必ず調査をいたしまして、金銭等援助もさることながら、精神的な援助もお願いしているというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

この保護の制度の中で、自立支援というのはもう一つの大きな柱だというふうに認識しております。佐賀市では福祉の部門とハローワークが一緒になって仕事をあっせんするというのですか、自立支援の手助けをしているということが、そういう取り組みが紹介をされておりますけれども、鹿島市においてはこういった形で自立支援をなされているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

確かに、佐賀市等につきましては、議員がおっしゃられるとおりに、身近にハローワークの開設があっているところでございます。それにつきましては、自治体規模等の部門がありまして、鹿島市においては稼働能力がある場合につきましては、その稼働能力を最低限度の生活の維持のため活用をしているところでございます。具体的には、ハローワークと連携いたしまして、優先的な就労事業所の紹介をお願いしたり、また、時には要保護者に同行して援助を行っている部分でございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

そうやって就労のあっせんをするわけですが、なかなか年齢的にも、それから身体的にも、じゃ、雇おうかというふうにはなりづらいというふうに考えますけれども、鹿島市が発注する仕事というのですかね、鹿島市が行う単純労務と言うたらおかしいですけど、補助的な業務において、そういった形で鹿島市が雇い入れるというようなことは考えられな

いでしょうか、お尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

単純労務等の仕事のあっせんということの御質問だと思います。

生活保護を考えた場合、むしろ仕事のあっせんというよりも、訓練というふうなところから普通の一般就労に結びつけたいという部分が大きくございます。ですから、訓練事業所で一般企業の就職のための必要な知識や能力向上のための訓練、職場実習等を行っているところでございます。ですから、生活保護のみの単純労務については、今のところ考える予定はございません。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

冒頭の中でも申しましたように、まず、働く意欲を見せるというところがそれぞれの人というですかね、それぞれが行わなければならない最低限のことだというふうに考えているところでございます。

それでは、前もってお願いをしておりましたように、例えばということでお尋ねをいたします。逆転現象が起こっていないかというようなことについてです。

例えば、75歳でひとり暮らし、国民年金で生活をしているという方ですけれども、この方の国民年金というのは幾らになるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

あとの質問との関連もありますので、私のほうからお答えいたします。

75歳のひとり暮らしの国民年金ですけれども、国民年金額は、満額受給者で年間786,500円となっております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

福祉事務所のほうで答えていただけるようですので、最後まで行ってしまいます。

その場合の生活保護費は幾らもらえるのか、それから、75歳で保護をもらっていない場合の税金だとか介護保険料とか固定資産だとか、税金がかかってくるものだと思いますけれど

も、それについて幾らになるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

生活保護費の積み上げですけれども、生活扶助で年間732,980円となります。年金受給者の経費といたしましては——生活保護費はそのままです。経費といたしましては、これも前提によりかなりの違いが見られますけれども、国民年金受給者の方では、住民税を非課税世帯とするとすれば、後期高齢者保険料は年間7,400円、介護保険料は年間14,706円というふうな金額になっております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

これだけだとまだ年金のほうが多いということになると思います。

では、75歳ぐらいの方というのはほとんど病院に通われていますけれども、月に2回ほど病院に行かれる場合として、医療費、病気によっても違いましょうけれども、大体どれくらいかかるものでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

医療費のことですけれども、手持ちの資料としてはございませんけれども、確かに75歳の方については、後期高齢者医療費として窓口で1割負担がございます。ですから、例えば月に手出しが1割として3千円程度を考えた場合については年間36千円ぐらいの負担がかかります。ですから、そこら辺が大体国民年金の満額受給者については、この計算上はとんとんぐらいの金額になるかと思われます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

これ以上は不確定なところが多いですので、75歳の分はこれくらいでやめたいと思います。

と申しますのは、若い人の中で、年金を納める人がだんだんパーセンテージが悪くなってきていると。それはなぜかという、年金を納めても年金がもらえるかどうかかわらんとというのと、それをもらえなくても同じような生活ができるんじゃないかというような考え方もあ

るみたいです。

それからもう1つ、シミュレーションの2ということで、これは質問事項の中に上げていました形です。40歳代の子供が1人で、夫の年収が2,500千円、パートで奥さんが500千円もらって、だから、家庭で3,000千円。子供が小学校6年生で、修学旅行があつて来年から中学といったような場合を比較したいと思っていますけれども、保護費としては年間幾らいただけるのでしょうか。直近というか、これから1年間というような考え方でも、どこかわかるところからのスタートの1年間でも構いませんけれども、保護費のほうお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

橋村福祉事務所長。

**○福祉事務所長（橋村 勉君）**

お答えします。

40歳代の夫婦と小6の子供さんの3人世帯での生活保護費ということでは、生活扶助にしましては年間1,574,030円、教育扶助といたしまして110,520円ですが、その中には修学旅行費等は入っておりません。修学旅行費としての支給項目はございません。ですから、普通の俵約の中で捻出していただくというふうな制度になっております。

このお子さんは小学校6年生ですので、来年中学となりましたら、別に中学進学に伴う入学準備金46,100円が支給され、年間これらを合計いたしますと1,730,650円の支給ということになります。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

4番議員竹下勇君。

**○4番（竹下 勇君）**

この場合の、この家庭の場合の年間の税額及び年金の支払額というのがわかりますでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

橋村福祉事務所長。

**○福祉事務所長（橋村 勉君）**

関連ですので、私のほうから、私が調べていましたので、お答えいたします。

3人世帯で夫婦収入、夫が2,500千円、妻がパート500千円、3,000千円が前提の部分でお答えしたいと思います。

この世帯では、夫の所得税が4,300円、住民税といたしまして18,700円、国民健康保険税363,200円、国民年金が、2人合わせますと359,520円ということになります。3,000千円から差し引きますと、2,254,280円となります。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今お答えをいただいたとおりの金額だと、もう500千円ぐらいの差しかないということになってくるんだと思います。あとこれでアパートを借りるんだとか、病院に行くんだとかいうようなことが出てくると、果たしてどっちが可処分所得というんですか、可処分所得とは言わんですね。自由に使える金が多いのかなというふうな気がしております。

こういったことで社会保障にどんどん金がかかってくると、一生懸命働いている人とのバランスがとれなくなってくるんじゃないかという心配をして、今回わかりづらい、シミュレーションという形でお答えをいただきました。どうもありがとうございました。

続いて、学校教育と社会教育のことについて、お尋ねをいたします。

先ほどもお答えをいただきました。実際、教育方針というんですか、1年間どういったことで教育の事業をしていこう、学校教育をどうしていこう、社会教育をどうしていこうというのは、どの時点で、どのような形で決まっていくのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

年度年度の教育方針につきましては、この鹿島市の教育ということで掲載をしておりますけれども、年度当初にこれは打ち出しております。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

鹿島市の教育の中にうたってあることはわかります。これをどういった形でつくっていくのかというのをお尋ねしております。

○副議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

確認しますけれども、この方針をつくる際の段取りのことでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

いろんな分野にわたっておりますので、各部署で毎年見直しをして、そして、形あるものにしていております。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは、例えばということで申し上げます。社会教育方針が22ページから23ページについて載っています。ここの文言については、事務局でつくられるんですか。社会教育委員さんたちがどれくらい関与をしてつくっておられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

鹿島市の教育の22ページ、社会教育方針ですけれども、これは事務局のほうで作成をしております。基本的には平成20年度実施計画、その前年度から実施計画なり、そういった作業、それから予算編成の作業、そういった作業を経まして平成24年度の方針というものを策定いたしますので、これは事務局のほうでこの内容も策定することになります。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは、教育次長のほうにお伺いをいたします。

今のような形で、これ自体が教育委員会事務局の中で積み上げたのを1回の会議というのですかね、説明の意味での教育委員会を開いて、それで決定をしているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

先ほど、鹿島市の教育はどういった形で作成されるかということでありました。

毎年それぞれ年度の事業を見直しといいますか、検証をいたしまして、前年度からの積み残しがありましたら、それをまた再度していけないといけないということであれば再度上げるし、また、新たな事業をしないといけないということであれば、補強をして、その年度の方針を決めた上で、それを教育委員会のほうに図り、それで決定をしていただいております。そういった形で、確かに回数とかいうことを申されましたけれども、当初でこれで今年度はいくよという決定に基づいて、これを作成して、こういった製本という形で皆様方にお配りをしているということでございます。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

今のように、前年度に少しずつ手を加えていきながらというのと、少し方針が違っていると  
どんどん違う方向に行くんじゃないかというふうに思っています。

と申しますのは、先ほどお伺いいたしました中で、特別に支援を要する児童に対する事業、  
これが60,000千円ぐらいやったですか、50,000千円幾らと言われましたけど、私はちょっと  
積み上げたところで68,000千円ぐらいの事業がありました。それで、教材備品整備というと  
ころを見ますと、学校教材なり一般教材、図書備品まで入れたところで38,000千円ぐらいな  
んです。そうなってくると、全体にかかる金より、一部と言うたらおかしいですけども、  
ウエートがかかり過ぎているんじゃないかというふうに思っております。そこら辺の是正を  
していくためには、事務局がかなり頑張らんとできんのか、それとも教育委員さんたちが言  
ってくれるのかわかりません。

そこでお尋ねです。今、特別に支援を要する児童というのは、鹿島市内で、鹿島市の子供  
たちで何名ほどいらっしゃるんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

中島教育次長。

**○教育次長（中島 剛君）**

お答えします。

1 回目の竹下議員の質問の中で、特別に支援を必要とする児童・生徒に係る事業の金額と  
いうのを申し上げました。その中にも申し上げたかと思えます。狭義の特別支援教育、特別  
に支援を必要とする児童・生徒に対する分と、そのほか広くとって、スクールソーシャルワ  
ーカーとか、あるいは学習支援員とか、そういったことで事業を含めた金額が59,500千円ぐ  
らい申し上げたかと思えます。

事、特別支援だけに限って申しますと、23,926,541円ということになります。これがウエ  
ートがかかり過ぎているんじゃないかなという御指摘でございますけれども、通常であれば  
児童・生徒は通常学級のほうで授業を受けたり生活をしたりいたします。ところが、軽度の  
発達障害を持っていると、どうしても通常学級では授業を受けられない、また、特別に支援  
を必要とする、特別に授業を必要とするということでもありますので、その方たちへの支援と  
いう意味合いで、通級指導教室だとか特別支援学級というのを設けています。ですから、そ  
の分では必要でありますので、その分予算をかけているわけですので、その分でウエートが  
結果的にかかっている、かかっていないという判断もまたいろいろあるかと思いますけれ  
ども、ここの分でウエートがかかり過ぎているとか、かかっていないとかいうのを、論点と  
いいますか、そこに視点を置くというのは普通ではないと申しますか、そこで余りその気  
にするという言い方もおかしいですけども、ちょっと適正な言葉が浮かびませんけれども、  
問題にすることではないのではないかというふうに思います。

それから、今現在、特別に支援をする児童・生徒の数ということでございますけれども、

おおむね5%ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

課長のほうもしゃべりづらいように、私どもも非常に言葉を選びながらということで質問をしておりますけれども、先ほど言われたのは、多分、特別支援教育指導員の事業の23,000千円のことだと思います。そのほかにもあります。いじめ、不登校の問題だとかいうようなことで、特別にというのですかね、一般的じゃなくて、特別そのために事業をやっているという、それらもひっくるめると、やっぱり五、六千万円になるわけです。社会教育関係のわんぱくスクールでありますとか、ドリームシップでありますとか、ここら辺をひっくるめても5,000千円に満たない金なんです。全体的に金がいっぱいあるときにはいいですけども、午前中の答弁の中でも中島次長からありよったように、いろいろやっている子供たちというのはもっといっぱいいるわけで、例えば、どこかお店に連れていきたいとか、スポーツで九州大会に出ましたとか、全国大会に出ましたとか、出したい金というのですかね、一人一人の力を伸ばしてやりたいというところにかけるだけの金がなくなるんじゃないかと、全体的に決まっていますので、ここにどんどん金がかかっていくと、そういったことで伸ばせる力も伸ばせなくなるんじゃないかというふうなことを心配しております。というのは、今のような特別に支援を要する事業というのは一つの学校でおさまるわけではなく、7つの小学校の中にやっぱり1人ずつ、そういう児童がいた場合には7つ今度は欲しくなってくると、7カ所設置をせんといかんようになってくるというようなことも考えられます。こういった事業は今から右肩上がりでどんどんふえていくものでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをいたします。

通級指導教室、委員会のおきに見ていただきましたけれども、全ての学校にはございません。もちろんそれはその学校に必要とする生徒がいるか、また、どれぐらいの人数でいるかということで設置をいたしております。ですから、一部通いというふうな現実にもなっております。

また、各小学校には特別支援学級というのがございます。もちろん昔からございました、名称は違いますけど。そういった形でございます。ですから、その分で設置は恐らく、全部の学校に通級指導教室が必要な状態になれば、それはつくらないといけないのではないかなというふうに思っております。

今後、そういった生徒たちがふえるかということでございますけれども、それは年度年度の状況によって、そういった特別に支援をする必要がある児童・生徒の数によって決まっておりますので、当然、年度年度で変わりますので、一概にふえる傾向にあるとか、減りますよとか、そういったことでは申せませんので、その年度年度で変わるということで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

こういった議会という場でこういうのを討論するようなことじゃないんだろうというふうに思っております。

教育委員会の予算が全体的に決まっているのであれば、こういったこと、それから、もっと社会教育に金ばくれんなというようなことを含めて教育委員会なり、それから社会教育委員会なりで十分もんでもらいたい。こういった議論をせんと、いつまでたっても、私から見れば学校教育中心の教育委員会の事業になってしまうんじゃないかというふうに思っております。平成25年度予算を組まれるときにはぜひ、今までしよったり、それから、国・県の事業があるけん、これに乗ろうかということだけではなくて、根本的に、ほんなごて金ば入れんばんとこはどこやろか、もう少しここに金を入れとかんと将来大人になってから社会人としての人間形成ができていかんとじゃなかかというようなところまで突き詰めた議論もやるべきじゃなかかと。そのためには、日額報酬の社会教育委員の金でよかとやろうかと、それから、勝屋議員の中でもありよったですけれども、子供たちを指導していくスポーツ指導員をボランティアだけに任せとってよかとやろうかというような気もいたします。こういったいろんな議論を平成25年度予算についてはお願いいたしまして、この教育問題については終わりたいと思います。

続きまして、今後に負担を残さんだろうかと、今と将来のバランスのことです。

先ほど財政課長のほうから、大丈夫よ竹下さん、心配せじもというようなお答えをいただきました。安心はしたものの、いわゆる箱物の建設の予定があります、市民会館の改修だとか、そこの危機センター、今、名前は変わりますけれども、こういったことの10年間、何年からこういったことが始まりますというようなことが今述べることができたら、御質問を申し上げます。

○副議長（松尾勝利君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

大前提にでありますけれども、いろんな国庫補助とかを申請するものもあります。あくま

でそれがついたという大前提のもとでの予定だと御理解ください。

まず、危機管理センター——新世紀センターといいますけれども、そこら辺につきましては、平成24年度から基本設計に入っておりますので、平成24年度から27年度までの建設予定というふうになります。

あと市民会館につきましては、これも先ほど申した補助の大前提の条件がありますけれども、平成27年度ぐらいから基本設計に入りまして、平成30年度完成を目指したいというふうになっております。

あと、駅につきましても、平成25年度から28年度というような状況で現在計画の中に取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

そこで、先ほど全体的な起債が平成30年で136億円ぐらいかなというような答弁をいただいております。この136億円からずっと支払いがまだあると思いますので、この136億円の中盤から後半にかけての起債が何年ぐらいまで続くのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

実施する事業によっても償還年限は若干違いますけれども、基本的に箱物であれば15年から20年というふうに思っております。ですから、平成30年に最終起債をしますと平成50年度ぐらいまで借った金を返していくという期間になると思います。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今ある計画で、例えばもう建設が終わったと仮定をいたしまして、ピークは何年ぐらいに来るのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる元金と利払いですね、現在の推計でいきますと、平成34年が、先ほど申し上げま

したように、14億円、元金、利子含めてですけれども、見込んでおります。その後は、その後のまたいろんな事業をどういうふうに展開するかによって変わってきますけれども、その後は微減していくと、減っていくというふうに推計しております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

14億円ぐらいの公債費ということであれば、一般総予算の1割ちょっとぐらいだというふうに思います。大きな金額だと思いますけれども、それぞれの事業によっても違いましようけれども、14億円の公債費を支払った場合に、交付税として措置をされるのは大体何億ぐらいになるのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

基本的には、交付税措置があるものを優先して発行しておりますので、平成23年度決算で申しますと、73%になっております。ですから、今後また来ますけれども、基本的には60、70ぐらいは交付税のほうで算入がされているというふうに考えております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

平成34年で14億円払うけれども、8億円ぐらいは交付税で見てもらえますよというふうに思っているわけですね。はい、わかりました。

済みません、駆け足でいろんなことを御質問いたしました。答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

以上で4 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。

午後 1 時47分 休憩

午後 2 時 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2 番議員稲富雅和君。

## ○２番（稲富雅和君）

２番議員の稲富雅和でございます。寒い中の衆議院選挙も無事終了したわけでございますけれども、外交、政治、経済、農業等、たくさん課題がある中、100点満点の政治というのは無理かも知れませんが、うそをつかない政治をやっていただきたいと思っております。

今の鹿島の田園風景は、大豆、米等、収穫も終わり、今はタマネギ、麦まき等、忙しい年末を迎えられております。その中でも子供たちの元気な姿を見れば、心癒されるものであります。その笑顔が絶えないまちづくりをしなくてはならない、そういう意味を込めて、今回、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私は質問の大きな項目として、安心・安全なまちづくりについてというテーマで質問をいたします。

私はこれまでの議会で、主に第１次産業などの地域産業振興や地域経済、雇用問題、子育て支援などを中心に行ってきましたが、私も議員となり、間もなく２年になります。医療、保健、福祉という分野も市民の皆さんと意見交換をする場が多くなりました。そのような中で、市民の皆さんの関心が高いところについて幾つか質問をいたします。具体的な質問内容として、１、高齢者の食事支援について、２、高齢者の医療について、３、高齢者の介護・予防について、そして最後にドクターヘリの運用・対策について、以上の４項目について質問をいたします。

まず、１点目の高齢者の食事支援について質問いたします。

少子・高齢化が進行し、この鹿島市においても、私個人の周囲を見回しても、二世帯同居、三世帯同居という家庭は随分少なくなったように感じます。つまり高齢者のひとり暮らし、いわゆる独居老人世帯や高齢者のみの世帯、いわゆる老老世帯がふえるように思います。

そこでまず、鹿島市の実態からお伺いいたしますが、最新の高齢化率、また独居老人世帯や老老世帯の世帯数や全体に占める割合、また、どのくらいのペースでふえているのか、今後の見通しなど、状況をお知らせください。

最近、高齢者の食事の重要性がよく言われております。年齢が増すにつれて、どうしても体の基礎代謝機能も衰え、食事の量も減っていきます。それに加え、少子・高齢化が進行し、高齢者のみの世帯がふえていくと、簡単な食事で済ませてしまうという実態があるとお聞きます。このようなことで、今、大きな問題になっているのが、高齢者の低栄養状態、つまり高齢者の栄養不足が問題となり、高齢者の健康を損なっていくということを言われております。

そこで質問ですが、このような実態を踏まえ、鹿島市においての高齢者の食事支援の取り組みの考え方や具体的な事業がどのようなになっているのか、お伺いいたします。

次に、高齢者の医療についてお伺いいたします。

これについては、まず、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

3年前の政権交代で、後期高齢者医療については廃止するというのがマニフェストに盛り込まれ、国民健康保険への統合が具体的なスケジュールとともに示されておりました。その後、このことはどのようになったのか、国での議論や、状況や、どのような段階まで見通しが進んでいるのか、情報があればお知らせください。

今回、再び政権交代が行われることになったわけですが、政権がかわっても、いろいろな現実的な問題は変わらないわけありますから、特にこの高齢者の医療については、大きな関心もありますので、注目していきたいという趣旨で質問いたします。

次に、高齢者の介護・予防についてお伺いいたします。

先ほどの質問でも申し上げましたが、少子・高齢化の進行、高齢者世帯の増加など、これまで一生懸命に働き、社会を支えていただいた高齢者を取り巻く社会情勢、社会環境は大きく変化しております。私たちは誰でも元気で長生きする人生を望むものであります。そこで、できるだけ病気にならない、できるだけ介護状態にならない元気な高齢者になっていただき、生き生きと社会の中で活動していただくことを願うものであります。鹿島市における介護予防事業の考え方、また具体的な事業など、どのようになっているのか、お伺いいたします。

最後に、ドクターヘリの運用・対策についてという内容で質問いたします。

最近の新しい流れとして、救急医療の現場では、緊急用医療ヘリコプター、いわゆるドクターヘリが大きな注目を集めております。最近のマスコミ報道によりますと、来年、平成25年度の秋を目標に、佐賀県でもドクターヘリを導入したいというニュースもありました。

そこで、まず質問いたします。現在、佐賀県では、福岡県、長崎県とドクターヘリの共同運航を行っていると聞いております。鹿島市でも時々飛んできているのを見かけることがありますが、その共同運航の状況、運航エリアや実施主体、基地病院、出動状況など、お伺いいたします。

これで1回目の総括的な質問を終わります。

#### ○副議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。迎市民部長。

#### ○市民部長（迎 和泉君）

私のほうからは稲富議員の最初のほうの高齢者の数字の部分だけお答えをいたしたいと思えます。

まず、鹿島市、これは平成24年4月1日に社協さんのほうで調べていただいた数字、これは民生委員さんを通じて調査をなされておりますが、この数字をもとにお答えをいたしたいと思えます。世帯数が1万662世帯、そのうち独居老人、お1人でお住まいの世帯が1,025世帯、率で申し上げますと、9.6%になります。それから高齢者のみの世帯、これが939世帯、8.8%。合計いたしますと、高齢者1人、あるいは高齢者のみの世帯というのが18.4%とい

うことになっております。

以前から比べてどうなのかということでございますが、当然、独居老人世帯、高齢者のみの世帯というのはふえております。ちなみに、約20年前、平成4年の数字がございますので、これで申し上げますと、この時点での鹿島市内の世帯数が9,501世帯、そのうち独居の世帯が455世帯、それから高齢者のみの世帯が310世帯でございますので、大幅に伸びている状況というのは、この20年で大幅にふえたという状況でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

先ほどの質問にお答えしたいと思います。

高齢者の食事支援ということで、鹿島市の考え方ということでございますけれども、高齢者におきまして、食事というのは物すごく大事なものでございます。基本的に高齢化が進んでまいりますと、体を動かさない、あるいはいろんなところで痛みが出てきたりいたしますので、なかなか思ったような運動ができない。ということは、新陳代謝の問題でございまして、けれども、体がたくさんの食物を要求しない。それが繰り返されていきますと、重篤な状態、いわゆる栄養失調的な状態にまで陥る可能性がございます。また、カルシウムの不足による骨粗鬆症と呼ばれる、いわゆる骨がもろくなってしまうと。こういったものも食事の不足から出てくるというふうに言われています。また、当然、食事をとるためには、口を動かしますので、口が動かないということは、しゃべることもなかなか難しくなってくる、いろんなところで異常が出てまいります。それと、しゃべらない、人と会わない、会いたくない、鬱といった状態も、こういった精神的な病にまで発展するものだというふうに、ある研究のほうで出ているところでございます。

こういったものを防ぐために、鹿島市といたしましては、食の自立支援事業といたしまして、高齢者の安否確認も含めまして、食事の提供を行っております。また、日中1人きりになる老人の方、家族と住んでいらっしゃっても、日中は皆様、学校に行かれたり、あるいは働きに出られたり、実は1人ですよという方もいらっしゃいます。そういった高齢者の方の対策といたしまして、朝からちょっと出かけていただいて、あるところへ集まってもらって、皆様とお話をしたり、おやつを食べたり、ちょっとした運動をして御飯を食べて、帰っていただくという生きがいデイサービス事業も市内3カ所で、これは介護保険外でございまして、行っております。

また、その中で、さらに軽い運動や口腔運動の訓練も重ねて行っております。

また、実際そういうところにも行かれないと、いわゆるひとり暮らしでまだ元気だよといわれる方につきましても、社協さんのほうにお願いいたしまして、愛の一声ネットワーク、こういったものを形成し、その現状を見に行っていただくと。ちょっと体調悪くされていな

いか、あるいはいろんなことで、ひとり暮らしのお宅を訪ねて声をかけるといったようなことも行っております。

また、高齢者の方が実際、御自宅でお住みになるのがつらいということであれば、グループリビングと申しまして、高齢者専用のアパートですね、もちろんアパートと申しまして、ドアが別々じゃなくて、ドアをあけると、隣のドアが見えるという、こういった共同生活ができる場所でございますけれども、こういった事業も行っているところでございます。

また、これはちょっと幅広い事業でございますけれども、食生活改善事業ということで、ひとり暮らし等の高齢者の方が、地区の公民館に集まっておきまして、そこで食改協が栄養教室なり食事を提供するという講演会、健康に関する講演等を実施し、食の安全を図っているといったところでございます。

また、そのほかにも、いろいろなところでこちらのほうが直接出向きまして、基本的な講演会、講演会と申しますか、教室ですね、いわゆる部落の公民館とか、地区公民館に出向きまして、出前講座的にこういったことでいろんなことで体をいとうと、また食事をちゃんと食べるということが大切ですよというような教室も行っております。

また、これはちょっと宣伝不足でございましたけれども、今、栄養士会のほうで、実際、食事の栄養といった形で、御希望があれば栄養士会にお申し出いただければ、栄養士会から管理栄養士を派遣して、御自宅までお伺いして、食事の作り方の支援をするといったようなことも行われているということでございます。

それから、高齢者の医療ということでございますが、これは介護予防ということでお話をさせていただきますと、できるだけ高齢者の方は介護のほうにいかないようにしていただきたいと。そして、元気で最後まで生活をしていただきたいというふうに思っているわけでございます。これは厚生労働省の研究で、平成21年の研究が出ておりますが、介護予防事業をやった場合とやらない場合につきましては、約20%程度の差が出るというふうな研究結果が出ております。やはり鹿島でもいろんな健康相談とか、それから高齢者のための運動教室、例えば、体に負担をかけないように、水中の運動教室をしたり、いろんなことをさせていただいているということでございます。また、少しお元気な方につきましては、パワーリハビリと申しまして、若干の重いバーベルを上げたりということも行っております。また、元氣アップ教室ということで、エイブルその他周辺で、いわゆる歩け歩けですね、こういったことも行っているということでございます。——失礼いたしました。高齢者の医療と介護予防を一緒に言ってしまいました。介護予防というのは、今言ったようなことで介護予防をしていくということでございます。

高齢者の医療といたしましては、病気の早期発見、また早期治療ということで、65歳以上の方を対象とした結核検診の胸部撮影をやっております。

また、骨粗鬆症の検診、肝炎ウイルス検診、40歳以上の方でございますが、健康手帳の配

付、この健康手帳をずっとつけていくことによって、自分の健康状態がどういったものかということを図っていくという健康手帳を交付しております。

また、健康につきましても、健康相談事業、それから訪問指導、いわゆる看護師が御自宅を訪問しまして、どういった生活をされているのか、どういう食事をされているのかと、要指導者の方だけでございますけれども、ちょっと民生委員さんもその他から連絡が入ると、こちらのほうから出向いて、そういった指導も行っているところでございます。

それとまた、各種のがん検診は若い者と同じようにやっているところでございます。

そして、先ほどの介護予防というふうな形で、さらにつけ加えまして、軽度の生活支援、ちょっとした仕事を手伝っていただければ、まだ元気に働けるという方に対しまして、軽度の生活支援事業も行っております。それから、高齢者の方の陶芸教室ですね、指先を使うということで、介護に行くのを防ぐと、いわゆる認知その他のことに対応できるということで、陶芸教室も行っております。それから、これは老人クラブ連合会のほうに委託しておるところでございますが、花いっぱい運動ということで、花をたくさんつくっていただきまして、生きがいづくりをやっていただくというふうなことで、行っておるところでございます。

それから、後期高齢者医療制度の件でございますけれども、今のところ、平成26年に全体的な改革があるだろうということで、今、政権がふらふらしておりまして、私どもも情報を大分集めようとしておるわけでございますが、県のほうもなかなかそれができないということで、今のところ、はっきりしたものが情報的にはおりてきておりません。ただ、平成26年というのが、何となく期限的にわかっているといったような状態でございます。

それから、ドクターヘリの運用、対策でございますけれども、今現在、福岡県と長崎県で佐賀県を二重にカバーされているというふうに関及しております。福岡県のドクターヘリは運航開始が平成10年2月1日、これは久留米大学病院が実施主体だというふうにお伺いしております。長崎県のほうはNHQ長崎医療センター、これが運航開始日が平成21年10月26日ということで、佐賀県はこの両方のエリアからドクターヘリが来るような形になっているところでございます。

若干の運用形態でございますけれども、これはまことに申しわけございません、私がこの中身をはっきりわかっておりませんけれども、ドクターヘリ自体の平成23年度の実働件数は146件ということで、鹿島市が15件というふうにお伺いしております。県内ヘリポートは110カ所、適地の選考については、各消防署と運航会社と話し合いをいたしまして、国土交通省のほうに申請をしていただいて、それから許可がおりるといったような形ではなかったかというふうに思っておるところでございます。鹿島のほうにつきましては、今のところ蟻尾山公園、それから母ヶ浦の運動広場、それともう1カ所が観覧、3カ所が今のところ、うちのほうのドクターヘリのとまれるところというふうにお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに答弁ありますか。2 番議員稲富雅和君。

○2 番（稲富雅和君）

答弁をいただき、ありがとうございます。これより一問一答でお願いいたします。

まず、高齢者の食事支援についてですけども、先ほど答弁の中で、食の自立支援事業について、少し答弁をいただきましたけれども、この件についてでございます。このサービスを受けることのできる対象者の条件がどのようになっているのか。そしてまた、利用者は何人ぐらいいらっしゃるのか、そして利用者はふえているのか、まずお伺いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

食の自立支援事業でございますけれども、これは高齢者の方、ひとり暮らしというふうに限定するわけではございません。ひとり暮らしでもよろしいんですけれども、いわゆる私どものケアマネジャー等が介護支援センター等から行きまして、現状を見て、これではちょっと2人とも共倒れになるとか、あるいは1人でもこれは大変な状態になるというときにつきましては、こちらのほうから進んでお願いをします。ただ、これが最高が週3回となっておりますので、まだ完全に毎日食をお届けするというふうなことがちょっとできない状態ではございます。実際、これ1人1食当たり400円の実費がかかりますので、ただ、原則、現場まで行きまして、相手に了解をとって、印鑑までもらって帰ってまいりますので、絶対この方が、例えばの話でございますが、ちょっと衰弱しておられたといった場合には、すぐうちのほうに電話が入りまして、うちから保健師もしくは介護士が行きまして、中を確認して、場合によっては救急車の出動をお願いする。ことは特に暑かったものでございますから、年に何回かそういった状態があっているということでございます。

それと人数でございますけれども、なかなか人数的にはふえないという状態でございます。そこまでやりますと、お弁当と申しますと、2時間以内にお届けしないと、いわゆる雑菌等の増殖によってかえって食中毒を起こすという状態等も考えられますので、しかも1カ所で行っていますので、鹿島単位単位に分かれております。浅浦から飯田の単位まで運びますので、なかなか人数的にはふえていかないといった状態でございます。ちょっと人数につきましては、今この手元にはございませんので、後ほど調べて報告したいと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

2 番議員稲富雅和君。

○2 番（稲富雅和君）

昼食なり食事の支援が大変なことはよくわかっておるつもりです。私の家庭も三世代同居

で、やはり昼間いないときは、曾祖父が1人でいるわけでありまして、なかなか食事がとれないというのが現状であります。その中ではありますけれども、サービス提供者の事業というのが鹿島にも何社があるわけですが、その提供なり、そこの方に働きをかけていただいて、実費、個人負担がかかることも承知しておりますけれども、この高齢者がふえている中で、もう少し確実に食事を与えることができないのか、そこを検討されているのかどうか、質問いたします。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

非常に難しい問題でございまして、いわゆる食の自立支援事業、配食でございます。これは民間事業者の方も行われているということもございまして。また、これが拡大をするために、非常に労力を伴うというところがございまして、今のところ、引き受け手があれば、あと1カ所ぐらいというふうに内部では検討いたしておりましたけれども、逆に民間の事業者の方を圧迫してしまうのではないかという、内部的な意見も出ておりまして、今のところ、ちょっと検討中ということでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

本当に個人的な感想を先ほどの答弁を聞き、感想ですけれども、やはりサービスを受けている方が意外と少ないという現状がよくわかりました。私の簡単な考えでありますけれども、利用者をふやして、事業ベース、営業ベースに乗れば、民間業者も事業として成り立つような感じもいたしますけれども、そこは現状として非常に難しいということであるようでありますので、そこはまた今後検討していただきたいと思います。

その中で、この食育の中で、鹿島市は食育の計画書があります。食育といいますと、子供というのが一般的な印象でありますけれども、特にこれからは大人の高齢者に向けての食育が大事になると思います。食育計画において、高齢者への食事支援など、何らか位置づけがされているかどうか、お伺いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

御質問にお答えいたしますが、その前に、先ほどの配食事業の件でございます。平成23年度で対象者が130人、配食数が7,038、それから平成22年度が140で8,005、平成21年度が125で7,380ということで、ちょっとふえもしていない、減ってもいないといったような状態で

ございます。

それと、鹿島市食育基本計画についてでございますけれども、これは本年度、平成23年度末に第2次鹿島市食育推進基本計画を策定いたしましたものでございますが、この策定計画では、基本的に乳幼児から高齢者まで間断なくずっと食育の事業について理解をしていただくという形で、生涯、各年度にわたる、こうした具体的な食育の取り組みということで、本人、家庭、幼稚園、保育園、学校、関係団体、地域、行政の具体的な食育の取り組みを実施するというふうなことでございます。各団体ごと、自分たちの持てる範囲を中心に食育への取り組みを行っている。また、基本的には個人が幼児期からきちんとした食生活によって育てられるような家庭を築き上げる。その家庭がつくった子供たちが大人になっても、きちんとそれを守っていく。また、その子供たちがさらに大人になって子供たちをつくった場合、また同じような形でというふうな、いわゆる食育というのは、単に今食育ですよ、あした食育ですよじゃなくて、人生そのものが食育であるという観点から、この食育基本計画ができていますのでございます。ですから、食育のほうで、今回これやりますよ、これやりますよというふうなことではなく、幼稚園からずっとこの食育というものに携わっていただき、朝食の大事さ、昼食の大事さ、どうして3食食べているのか、また何で「いただきます」という理念があるのか、そこらを含めて取り組んでいるところでございます。

ただ、これは基本的理念でございまして、実際の実働部分は、またその場所場所で検討していただくというふうになっておりますので、具体的なものについては、この部分では今言ったようなことぐらいしかできませんでした。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

先ほど答弁ありましたとおり、人生そのものが食育だということですので、ぜひ今後も推進、指導、よろしくお願ひしたいと思います。

食事提供の件でもう1点ですけれども、安否確認との組み合わせをしているということで答弁をいただきました。これは非常に大事なことであり、いいことだと思っております。何も無いことが一番いいと思っておりますけれども、これまで安否確認で、実績といたしますか、何か具体的な事例があれば、お伺ひいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

本年度は特にあったのが、脱水症状による栄養失調系の方が何人か、うちのほうに連絡が入りまして、病院に運ばれたということをお伺ひいたしております。実際に対応もいたして

おります。

ただ、前年度は非常に残念なことでございますけれども、そこに行ったところが、亡くなられたというケースもあっているみたいでございます。ただ、それは発見が早かったのも、それはどうこうということじゃないんですけれども、やはりひとり暮らしの方はいつ何どき、何が起こるかわからないということがわかったということでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

わかりました。次に移ります。高齢者の医療について質問いたします。

後期高齢者医療について、制度の見直しの状況をお知らせいただきました。高齢者医療の課題は、どのような医療制度であれ、20歳代の若者と比較しても、1人当たり10倍近いと言われる高齢者の医療費なんですけれども、国民全体で支えていくということになりますけれども、第一線の現場として、今の医療制度に関する意見や、何か見解があれば、公式なものでなくても構いませんので、質問いたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

感想ということでございますけれども、これはまことに申しわけございません。制度でございますので、市の一課長としては、制度を粛々と推進していくという以外には私どもとしては回答ができませんので、これはお許してください。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

そうですね、制度ですので、ぜひ——ぜひといいますか、医療が少なくなるのが一番いいと思いますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

そして、具体的な質問といたしまして、高齢者の医療として、鹿島市が実施している高齢者向けの各種検診や健康相談事業などがありましたら、実績などをお伺いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

特別に高齢者ということで行っておりますのは、結核検診の胸部間接撮影ですね、65歳以上の方対象でございます。約50%の受診率でございます。それから、65歳以上のインフルエ

ンザに対する助成ということで、これも50%ぐらいを接種いただいております。それと骨粗鬆症の検診ですね、それから肝炎ウイルスの検査といった形で61人の方が受けていただいております。基本的に高齢者のみと、65歳以上というふうに絞ってやっているものではなくて、あるいは75歳以上というふうにして絞っているものが今のところございませんけれども、こういった形で高齢者の方も常に一緒にいろんな検診を受けていただいていると。ただ、90歳ぐらいになられて、人間ドックと申されても、その制度は80歳までとなっておりますので、80歳以上については、ドックとかなかなかない。ただ、検診は受けられますので、それをお願いをしているといったところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

この検診に関しても、まだまだ受けられる方が少ないような気もいたしますけれども、その点に関しては、推進なりをぜひ強化していただきたいと思っております。

医療に関連しての質問になりますけれども、国民健康保険の保険者を市町、県単位ぐらいにまとめて統合するという話があります。県内でも協議が開催されているとお聞きしておりますけれども、協議の内容状況、今後の具体的なスケジュールなどわかれば、今わかる範囲で状況をお知らせください。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

国保の広域化ということでございますけれども、これは私どもが出ますのは、大体事務会議と申しまして、一番下の会議でございますけれども、その中で話題になっておりますのは、今、ようやく2回目の県が作成いたします計画を出したというところでございます。第1回目のときには、共同安定化事業と申しまして、いわゆる高額医療の800千円以上のほうは佐賀県内いっばいで処理をいたします。そのうち、もう少し下げた部分、下のほうですね、800千円から以下の部分も皆さんでそういった負担をし合ってやっていったわけでございますが、その出資の方法についての変更をお願いして、所得割という部分を、今まで実人数割及び実績割と、それだけでしたけれども、それに所得割を加えていただいたという経緯がございます。さらに、インセンティブですね、いわゆる広域化支援方針と申しますけれども、広域化支援方針をつくりますと、ペナルティー、例えば、鹿島市ですと、92%の国保の徴収率を下回りますと、国のほうから徴税交付金のペナルティーが来るわけでございますけれども、それがなくなりますということで、この2つのメリットが出てきたわけでございます。さらに、今度、第2回目をつくっております。今回の場合は、インセンティブの強化、要す

るに92%、鹿島ですね、これを95%なりに持ってくれば、県が持つ2種交付金の中からプレゼントしますよと、ペナルティーはございませんよというふうな話がひとつあっております。これによって、さらに2期のこういった支援方針ができ上がっております。あとはいわゆる収納率の向上、今、92と申しましたけれども、さらに高い93.5を目標として、佐賀県全体を引き上げようというふうな目標の設定がなされているところでございます。これによって、基本的な全体的に合併した場合に、安い国保税で済むのではないかと、徴収率が上がることによってですね。こういったことで今のところは進んでいるところです。

実際あと4年ございますので、27、28、29、30というふうに続いてまいりますので、この後、各市町がどういう判断を下されるのか、また、市町の内部事情にもよりまじょうし、私どもといたしましては、こういった形が進んでいったほうが保険の安定という形ではベターかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

御報告できる時期が来たら、また詳しく教えていただきたいと思います。

次に移ります。高齢者の介護・予防についてでありますけれども、介護・予防事業の中で、1次予防事業、2次予防事業という区分がありますが、この違いと、区分している目的をわかりやすく説明いただきます。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

どちらも元気高齢者をつくるという事業ではございますけれども、1次予防事業と申しますのは、一般の高齢者の方、まだ全然介護にも、「か」の字もひっかかっていないという方に対しまして、元気アップ教室、いわゆるこういった日常的な運動をたくさんやってくださいよといったような教室を行っております。昨年が2回、さらに高齢者への出前教室、そこに出向いていきまして、食生活から運動の仕方、口腔運動教室、各公民館で17回出向いております。361人を相手にして。これは普通の一般の健常な高齢者の方を中心といたしております。

2次予防事業につきましては、これは昨年、アンケートをとりまして、そのアンケートの中から、このままでは、いわゆる介護のほうに直結しそうですねという方を抽出いたしまして、2次予防事業として行っているわけでございます。運動機能とか、いろんなもののアンケートをとりまして、その中で抽出された方たちでございます。これは運動機能の向上教室、

いわゆる先ほど申しましたプールとかですね、それから機械器具を使いましたパワーリハビリ、それから口腔機能運動教室といったような形で、延べですけれども、1,200人ぐらい、かなりの方が参加をしていただいて、健康を取り戻していただいているといった状態でございます。

1次予防は一般の高齢者、どなたでも参加して結構ですよ。2次予防になりますと、こちらのほうからアンケートをとりまして、この方たちをどうしてもピックアップして、お願いをして、はっきり言ってお願いでございます。お電話を差し上げて、ぜひこの教室に参加してくださいというふうにお願いをした方が2次予防事業の対象者でございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

高齢者の方で、こういうサービスがあつたりする中で、なかなか利用したくないとか、やっぱり家にいて、ゆっくりしたほうがいいとか、玄関を出るのも苦痛でというような、でも病気はされていないというような元気な高齢者もいらっしゃいます中で、でも、このサービスを受けられて、楽しく利用されている方もいらっしゃる中でありますけれども、まだまだ全体的に利用者が少ない中で、このPRなど、参加者の募集などはどのようにされておるのか、お伺いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

基本的に1次予防事業につきましては、高齢者教室、出前講座が多いものですから、これは部落の公民館から地区の部落の方々に直接お話が行くと思います。元気アップ教室につきましては、なかなか集めるのは難しいのですが、皆さんやりましょうという形で、今、ウォーキングサークルができております。その方たちにお願ひして、出てきていただいているということです。

それから、2次予防につきましては、これも完全にアンケートをとって、危ないという方を選んでおりますので、これは直接、お手紙、電話等で催促をいたします。また、基本的に送り迎えまでこちらのほうでやらせていただいて、何とか、かかりついでいただきたいということで、介護に行かないようにということでやっている事業でございます。

ですから、中にはやはり何回お電話差し上げてもだめという方もいらっしゃいますけれども、何とか来ていただければ、来た方は「よかった」と、いつも言っていただきますので、こういう機会でございますけれども、御希望の方はぜひ「はい」と言ってほしいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

2 番議員稲富雅和君。

○2 番（稲富雅和君）

それでは次にですけれども、要介護、要支援該当者以外の比較的元気な高齢者を対象にしたデイサービス事業や託老所の事業などが介護予防、そして、在宅介護支援などには非常に有効だという答弁をいただきました。その中で施設数はどのくらいあって、その数や受け入れ可能な定員、その中で不足などしていないのか。もし仮に不足などがあって、今後、整備など推進を考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

おっしゃられているのは、多分、生きがいデイサービスかなというふうに思っているわけですが、それでよろしゅうございますでしょうか。これは先ほどこっちと申しました、昼間お1人になられる方とか、ふだん1人でも結構なんですけれども、一緒に御飯を食べたり、またお話をしたり、あるいはちょっとした軽運動をしたりするところでございます。65歳の独居高齢者という形の制限はつけておりますけれども、その中で、3カ所、一本柿荘と干潟が丘、JA寄り合い所というふうに3カ所でやっているところでございます。大体合計いたしまして、定員が100名未満というところでございます。ただ、これは非常に難しいのでございますが、介護認定者以外の方でございますので、介護認定を受けますと、ここにちょっと実費を払って入っていただくような形になります。ですが、例えば、介護認定を受けちゃったけれども、実はこっちの一本柿、干潟が丘、JAの寄り合い所のほうが楽しいということで、逆にお戻りになられる方もいらっしゃるということで、軽度の皆さん方がまだまだ元気でお話をできるといったようなところが、この生きがいデイサービスでございます。先ほどの託老所のほうは、もう既に介護に近い方という形になるというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

2 番議員稲富雅和君。

○2 番（稲富雅和君）

生きがいデイサービス事業のことでしたので、よくわかりました。その中で、先ほどの答弁もありましたように、花いっぱい運動委託事業というのも新規に取り組んでおられますけれども、その実績、状況、成果などがあつたら、お伺いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

花いっぱい運動でございますけれども、最初は鹿島地区を中心にやっていこうというお話で、国道とかなんとかに、このごろ何か花がちょっとあるなと思われるのがそれでございます。ですが、これではここだけしかないということで、鹿島市いっぱい、どこでもやりましょうよというお話に今なっているみたいでございます。この間の理事会でお話しされたのが、今までもやっていたところもあると。例えば、矢筈付近でのアジサイですね、それから、もちろん奥山のアジサイ、ああいったものも含めて、もっと広げてやっていきたいと思いますというふうな形で、今あちこちでこういったものが行われているというふうに聞いておりますし、全二十幾らのクラブでございますけれども、連合会全体で取り組んでいるというふうに聞いております。また、実際に実績報告として、ちょっとここには持ってきておりませんが、写真とか、いろんなものが皆さんで作業をされているところとかいうふうなのは、当然出てきております。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

非常にいい事業だと思います。高齢者の方が一緒になって、まちを明るくするといいますか、一緒になって、また仕事ができるというのも一つの生きがいだと思っておりますので、どんどん推進して行っていただきたいと思います。

それでは次に、最後に移ります。ドクターヘリの運用・対策についてでありますけれども、先ほど答弁があり、蟻尾山とか母ヶ浦、そして観覧堤のところにヘリポートというか、ドクターヘリが離発着するところを設けられているというところを答弁いただきましたけれども、今、ニューディール構想がある中で、防災センターとかピオ再生を図りながらニューディール構想を考えられている中でありますけれども、やはり病院の近くにヘリポートがあったほうが一番いいと考えますけれども、その辺に関して、今、計画をされておられるのか、それともこの現状のまま、緊急時は小学校のグラウンドを使ったりしながらやられていくのか、検討されておられれば、お伺いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

ドクターヘリ関係でございます。ドクターヘリにつきましては、栗林課長のほうからもありましたように、市内では、今3カ所あります。ただ、それ以外に防災ヘリポートという位置づけで、18カ所の指定をいたしております。そこには緊急時にはドクターヘリも着陸できるということでございますので、箇所数としては、市内に18カ所確保しているというところ

ろであります。ただ、そういう中で、やはり私どもの防災センターを今いろいろと基本設計の中の話をしておりますが、それから医師会のほうからも御意見あたりもちょっとお伺いしている状況の中で、ヘリポートを市内の中心部に近いところというような御要望も確かに承っているところでもあります。それを市内の中心部と言いますと、どうしても空き地、用地をどこにするのかとか、いろいろ課題があります。それから、今申しました防災ヘリポートの場所も、市内といっても、鹿島実高のグラウンドとか、鹿島小学校のグラウンドとか、それから中川公園とかとなりますと、まだまだやはり病院からは遠いというようなこともあろうかと思えます。そういう中で、まだ建物については、今後、検討していくわけですが、それ以前に、例えば、これは杵藤消防本部との協議、それから佐賀県、それから大村の病院ですね、それから久留米の病院等、そのあたりとの協議になってきますけれども、少し市内の中心地に近いどこかにもう1カ所、ドクターヘリの発着所を緊急に整備できないかな、そういうこともちょっと頭に入れながら今考えているところでございます、その辺につきましては、今後、十分にまた議論を深めて、早急な対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

先ほど答弁の中で、防災ヘリということで話がありましたけれども、災害時のときだけが防災ヘリが飛ぶということで、そういう運用の違いということでよろしいでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

防災ヘリポートにつきましては、先ほど申しましたように、佐賀県と自衛隊と地元鹿島市のほうで話をしまして、市内に18カ所の指定をいたしております。先ほど申しましたように、ドクターヘリにつきましては、緊急なものでございますので、一般基準でいきますと、ドクターヘリについては、指定をしているところに飛ばなくてはいけないわけではありますが、ドクターヘリに限っては、防災対応基準に適合する場所であれば、着陸できるということになっておりますので、先ほど申しましたように、防災の指定をしている箇所のところには、ドクターヘリもいつでも——いつでもというか、管理者と協議が要りますけれども、使用していなければ着陸できるということになっているということでございます。

○副議長（松尾勝利君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

わかりました。少し勘違いしておりました。

時間も少し余っておりますけれども、最後に市長に、今回のこの高齢者医療について、御見解を求めたいと思いますけれども、非常に素晴らしいサービスがあっている中でありますけれども、なかなか全ての方が利用ができないという状況にもあります。利用されている方は非常に満足をされて利用されている現状でもあります。市民の皆さんが非常に住みやすいまちにしていかなくちやならない中であり、高齢者もふえている中であります。そしてまた、市町に1個ずつと申しますか、何でも1個ずつなくてはならない時代にもなってきております。その中で、ドクターヘリがひとつきょう質問させていただきましたけれども、現状として、病院の近くにあったほうが一番安心といたしますか、スムーズな医療体制を市民の皆さんに送り届けるということもできます。でも、現状として、アンテナとかできないという現状もありますけれども、そういうものを含めて、安心といたしますか、安全といたしますか、そういう鹿島市の住みよいまちづくりについて、高齢者を中心とした意見を今回は市長に御見解を聞きたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

御指名ですから、お答えいたしておきたいと思います。

ただ、高齢者とドクターヘリというのは、なかなかこれ結びつかないんですよ、正直言いますと。したがって、ドクターヘリについて、今、総務部長がお答えをしましたけれども、考え方として少しでも補足しておきたいと思います。ドクターヘリ、どういうことかといいますと、市内の病院へ運ぶんじゃないんですよ。市内に事故が起きた人なるべく早く中核的な医療施設へ運ぶということです。これがうまくいきますと、特に交通事故の関係で、これまでのやはり命にかかわるというような事故が3分の1ぐらいになるんじゃないかと言われておるわけでございまして、県内のいずこからでも15分ぐらいでそういう病院へ着けるというふうにしようということで、現在、久留米と大村を中心に佐賀県ではワークしていますけれども、今度は新しくできます県病院を中心に活用しようじゃないかということで、もう1カ所ふえるということで、さらに安心・安全が確保できるということなんですよ。したがって、ひっくり返しますと、市内で事故があった場合に、市内の中心部の病院に運ぶんじゃないくて、そこからなるべく早く、例えば、佐賀の今度新しくできる県病院へ運ぶと、こうなりますね。そうすると、気をつけないといけないのは、そこから鹿島の中心市街地へ運ぶということよりも、そこから飛んできますドクターヘリとなるべく早くランデブーできるポイントにお互いに最も短距離のところでランデブーするということになります。そうしますと、なるべくたくさんポイント持っていたほうがいいと、こうなりますね。今、総務部長が言いましたようなポイントが万一のときは可能性があるということで、18カ所という話をし

たということでございます。現在、我々が考えておかないといけなのは、1つはどれだけのスペースがないといけないんだろうかと、そのヘリポートとして。それが1点。それから、やたらとどこでも飛んでくるわけじゃございませんので、ビルの谷間とか、幾ら広くても電線がやたらと張りめぐらされているところは、これはだめだろうと、こうなります。それから、一番大事なことは、そこにけがをされた方、あるいは患者さんを乗せている救急車が容易に着けないとだめなんですね。そういう意味では、逆に中心市街地にヘリポートがあると、渋滞してそこに着けないと、こういうことがあると困ると、こういうことになります。そういうことを考えながら、どこがいいだろうかと。今度、今、我々が構想を持っております防災センターの例えば屋上とか、それから、ピオの屋上も子供さんたちの遊び場に活用するとはいいながらも、そのスペースはとれるのかとれないのか。しかし、ピオにつくったら、一体どうやって運んでくるのに時間がかかるか、そういうことも考えないといけない。ただ、冒頭言いましたように、箇所数が多ければ多いほど安全につながりますから、それは医師会からも要望が出ていますから、何かどこかに手当てができないかねということを考えながら対応をしていきたい。

ただ、これは当然、高齢者の方が万一ということになりましたら、さっき言いましたように、輸送はできるということですから、当然、そういう方も含めた市民の皆さんの安全・安心につながりますから、全体としてのドクターヘリの活用について、前向きに検討ができればなと思っておりますが、それにはかなり技術的、あるいは専門的な検討を要しますので、そういう方の意見を聞いた上で判断をしていきたいなと思っておりますし、関係の方とも相談をしていきたいと思っています。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

ありがとうございました。今回質問しました高齢者の件のことですけれども、対個人に対する事業、サービスになっておりますので、行政の方も丁寧に対応していただき、住みよいまちづくり目指していただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

**○副議長（松尾勝利君）**

以上で2番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時11分 散会